

平成28年度白老町議会定例会6月会議会議録（第3号）

平成28年 6月23日（木曜日）

開 議 午前 10時00分

散 会 午後 2時25分

○議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第2号）
- 第 3 議案第 2号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第 3号 平成28年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第 4号 平成28年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 5号 白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例の制定について
- 第 7 議案第 6号 白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 7号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 8号 白老町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第12 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第13 議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第14 報告第 1号 平成27年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第15 報告第 2号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について
 - (1) 株式会社白老振興公社平成27年度事業報告及び平成28年度事業計画
 - (2) 一般財団法人白老町体育協会平成27年度事業報告及び平成28年度事業計画
- 第16 報告第 3号 白老町国民保護計画の変更に係る報告について
- 第17 報告第 4号 例月出納検査の結果報告について
- 第18 特別委員会の名称変更について
- 第19 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第20 意見書案第 3号 骨髄移植ドナーに対する支援の充実にに関する意見書（案）

- 第 2 1 意見書案第 4 号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）
 - 第 2 2 意見書案第 5 号 貸し切りバス事業への「規制緩和」見直しと運転手の労働条件改善を求める意見書（案）
 - 第 2 3 意見書案第 6 号 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充を求める意見書（案）
 - 第 2 4 委員会所管事務調査の報告について
（広報広聴常任委員会）
 - 第 2 5 委員会所管事務調査の中間報告について
（総務文教常任委員会）
 - 第 2 6 諸般の報告
（次期所管事務調査の報告、所管事務調査の延期の報告、要望書等の配付）
 - 第 2 7 休会について
-

○会議に付した事件

- 議案第 1 号 平成 2 8 年度白老町一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 2 号 平成 2 8 年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 3 号 平成 2 8 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 号 平成 2 8 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 号 白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例の制定について
- 議案第 6 号 白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 白老町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 0 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 1 1 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第 1 2 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 報告第 1 号 平成 2 7 年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2 号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について
 - （1）株式会社白老振興公社平成 2 7 年度事業報告及び平成 2 8 年度事業計画
 - （2）一般財団法人白老町体育協会平成 2 7 年度事業報告及び平成 2 8 年度事業計画

報告第 3号 白老町国民保護計画の変更に係る報告について

報告第 4号 例月出納検査の結果報告について

特別委員会の名称変更について

承認第 1号 議員の派遣承認について

意見書案第 3号 骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書（案）

意見書案第 4号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）

意見書案第 5号 貸し切りバス事業への「規制緩和」見直しと運転手の労働条件改善を求める意見書（案）

意見書案第 6号 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充を求める意見書（案）

委員会所管事務調査の報告について

（広報広聴常任委員会）

委員会所管事務調査の中間報告について

（総務文教常任委員会）

諸般の報告

（次期所管事務調査の報告、所管事務調査の延期の報告、要望書等の配付）

○出席議員（14名）

1番	山田和子君	2番	小西秀延君
3番	吉谷一孝君	4番	広地紀彰君
5番	吉田和子君	6番	氏家裕治君
7番	森哲也君	8番	大渕紀夫君
9番	及川保君	10番	本間広朗君
11番	西田祐子君	12番	松田謙吾君
13番	前田博之君	14番	山本浩平君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

4番	広地紀彰君	5番	吉田和子君
6番	氏家裕治君		

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君
副町	長	古俣博之君
副町	長	岩城達己君
教 育	長	安藤尚志君
総務課	長	岡村幸男君
財政課	長	大黒克己君
企画課	長	高尾利弘君
地域振興課	長	高橋裕明君
経済振興課	長	森 玉樹君
農林水産課	長	本間 力君
生活環境課	長	山本康正君
町民課	長	畑田正明君
税務課	長	久保雅計君
上下水道課	長	工藤智寿君
建設課	長	竹田敏雄君
健康福祉課	長	下河勇生君
高齢者介護課	長	田尻康子君
学校教育課	長	岩本寿彦君
生涯学習課	長	武永 真君
消 防	長	中村 諭君
病院事務	長	野宮淳史君
監査委員		菅原道幸君
総務課危機管理室	長	小関雄司君
経済振興課港湾室	長	赤城雅也君
消 防 課	長	渡 邊 一 雄 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局	長	南 光 男 君
主 査		増 田 宏 仁 君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまから、昨日に引き続き議会を再開いたします。
これより、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、4番、広地紀彰議員、5番、吉田和子議員、6番、氏家裕治議員を指名いたします。よろしく願います。

◎議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第2、議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） それでは、議1-1でございます。

議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第2号）。

平成28年度白老町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,280万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億737万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月17日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 1番、山田和子です。11ページの地域公共交通活性化事業456万2,000円について質問いたします。一昨日、昨日の先輩同僚議員からもお褒めの言葉がありましたけれども、町民の元気号に対する不平不満を補完する公共交通の事業として、多少制度設計にまだ不足の点は見受けられますけれども、大変スピーディーに補正予算を組んでいただいたことに僭越ながら私からも評価をしたいと思います。その不足の点について、2、3質問させていただきます。

まず、この委託業者との契約において運行経路の柔軟性ですとか、あと料金設定の柔軟性は昨日の副町長からの答弁にも若干ありましたけれども、再度確認の意味を込めて、この事業に対して柔軟性があるのかどうか。まずそれを1点、最初に質問をします。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 公共交通事業の関係でございます。委託契約において、経路とか料金についての柔軟性というご質問だと思いますが、一応、今業務の仕様書案を作成しておりますが、その契約の中には一応利用者が増加した場合、先日も人が乗れなかった場合はどうするのかというご意見が出ていましたので、増加した場合とか、もしくは誰も乗らないという状態が続いた場合などについては、再度協議をして決めるということと、あと経路は今、一応元気号のバス停ということを決めていますが、その石山以西ということで今限定しておりますので、その状況も見まして、もし人がいない状況が続くですとか、そういう場合には地区の変更も検討いたしますし、料金設定につきましては、一応 500 円でスタートしますが、その料金によって人がいないですとか、そういう状況が続くことになれば料金の再検討もしていくという意味で、その状況に応じた柔軟性を持って対応していくということでございます。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。石山以西ということでありますが、具体的にどのバス停からになるのが1点と、それと 500 円の料金設定の件なのですが、例えば 10 時 30 分の後すぐに 10 時 40 分の道南バスが出ていますね。これは白老駅、虎杖浜駅の運賃として 430 円で乗れるのです。そうしましたら、やはりこれに乗れば真っ直ぐ帰れるという状況であれば、きのうも乗れないのではないかとご意見もありましたけれども、私もちょっとそのように危惧するところではあります。それは実証実験ということで、それは何カ月やったら次の案になるのかということが1点と、行きが7時 20 分の臨海温泉から出て、萩野公民館に8時 10 分に着く、1号になるのですか、1号車がありますね。ここで萩野公民館から真っ直ぐ町立病院に補完する9人乗りのバスというか、車を走らせるという案も考えていらっしゃるかどうか。9カ月あるから3カ月ごとにその実証実験のいろいろなことを考えていかれるという方法もあると思うのですけれども、萩野公民館から町立病院まで直通の9人乗りが運行するという考えは持っているのかどうかということの2点をまずお聞きしたいです。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず 500 円の考え方ですけれども、説明しておりますとおり、白老地区の方は大体タクシーで 500 円から 700 円ということで考えておりますので、それ以西の方、それ以上かかるということを考えているのと、あと道南バスの料金が 400 円台という今説明ありましたけれども、その元気号によって多くは鉄北ですとか、国道を走る道南バスに不便を感じている方が利用されるということを考えております。それでそのことについて検証はひと月ごとにしてまいりたいというふうに考えています。ひと月ごとの実績を出して、その中で検討をしてまいりたいと思います。

それから虎杖浜から朝からの直行便ですけれども、一応この今回の追加運行については帰り

の空白時間を埋めるということがポイントとして持っておりまして、もしその帰りの便を出しても竹浦、虎杖浜の方がふえないような状況が続けば、それはどこに問題があるのかということで、朝の来づらさがあるのか、そういうことを検討した上で次の段階を考えていきたいと思っております。バス停の区分ですけれども、一応鉄北については美園団地入り口以西というふうに考えております。石山以西というのは石山を含むということです。美園団地より向こうです。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午 前 10時09分

再 開 午 前 10時10分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 申しわけございません。バス停の路線図をお持ちだと思いますけれども、国道沿いについては第2石山、そして鉄北については53番以降、ライラックと青葉団地は石山に入ることです。よろしいですか。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。公平、不公平という観点から、その500円という料金設定をされたということは重々理解できるのですが、そもそも竹浦、虎杖浜地域の方には地域の学校がなくなったり、保育園がなくなったりして、その地域として格差があるように感じていらっしゃる方も多いのではないかと思います。それと各課で知恵を絞って企画されている健康教室であるとか、さまざまな教室に出かけるにあたって、やはり中心部に住んでいる方のほうが行きやすい状況にもあると思うのです。そういったことを高齢者の、きのうも暇潰しというご意見がありましたけれども、その暇潰しがとても大事で、出歩ける環境を整えるというのは行政の仕事であるし、健康寿命を延ばすためにも出かけることを促進するというのは大事な仕事だと思うのです。ですから、元気号を補完するのであれば、私は最初から料金を100円でもいいのではないかと感じるのが1点と、それから1カ月ごとに検証されていくということであれば、広報等だけの周知では非常に町民の方に浸透しづらいと思うので、運行状況の変更についての周知の仕方が1点と、それと最後に今私が申し上げたように、高齢者の居場所づくりという観点から、公共交通の役割を理事者がどのように考えていらっしゃるかの3点で終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） それでは私のほうから最初の2点ですけれども。まず、元気号の追加運行ということであれば100円でよろしいのではないかとのお考えに対してですけれども、我々もそういうふうに当初考えておりました。それをするのであれば全域に向けて走らせなければならぬだろうと。要するに白老の人も100円で乗せていかなければならぬだろうと。石山以西と区切るのではなくて、全域に対して乗れないと100円設定は難しい

のではないかとということで、今回のスタートとしては特に竹浦、虎杖浜の帰りの便数が減ったことよっての影響を重視して、そちらのほうに直接走らせるということで、白老の方はやむなくそういうほかの交通手段で帰らなければならないという状況を勘案して設定したもので、まずこれで実証実験させていただいて、そのあと柔軟に対応していきたいという考えでございます。それからPRの仕方なのですが、現在考えておりますのはやはり広報と回覧板、それからホームページという形を想定しておりますが、やはりそれは広くできるだけ浸透していきたいということで、事あるごとにやっていきますし、きのう申しあげましたように、わかりやすいパンフレット等の作成も検討しております。それからあと新聞、報道等の協力をいただきたいということを考えております。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 3点目の高齢者の居場所の関係です。今回このバスということでの視点でのご質問ですが、そのバスの利用状況の中でも、きのうもちょっと議論ありましたけれど、一日当たりの乗車数からしても、バス内での町民同士の会話があったりとか、そのバス内の雰囲気、そういった部分から、それから目的地でのいろいろな時間がある中での会話があったり、いろいろなコミュニケーションが図れるという部分がバスを利用した中でもあるということで、この必要性という部分は単に目的地へ行くばかりではなくて、そういう部分が付加的にもありますというのは押さえております。大事なことは、いかにやはり外に出てもらうかと、ずっと家に閉じこもることではなくて、きょうはちょっといきいき4・6でこんな催しがあるからそこに行ってみようとか、そういう部分でやはりこのバスも利用していただきたいということで循環バスとしての役割も一つあると思います。ですので、そういったご高齢の方がまずは家に閉じこもるのではなくて、一歩外に出てその目的地に行って、きょうはこういふことで一日楽しかったということの作り込みといたしましうか、そういうことにきちんとつながれるように今回実証実験踏まえて、それからその循環バス全体の運行のあり方、運行網、そういったものをしっかり今年度つくり上げていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。今、同僚議員の質問にも関連ありますので、ここで質問させていただきたいと思ひます。項目については同じです。地域公共交通の活性化事業についての質問です。今、同僚議員や一般質問のほうからさまざまな観点で忌憚のない議論が交わされたのかと理解しています。ただ、この制度設計と、あと町民に対して、特に石山以西についての負担をどれだけ緩和してあげられるかという部分に対してのまちづくりの考え方が、どうやってその町民に理解してもらえるのかと。簡単に言えば、せつかくこういうふうにしてやったのです。これは迅速な取り組みだと私も思っています。ですので、こういった取り組みの考え方が石山以西の町民にとって、本当に町がやってくれたと、そういう実感を得る、果実を得られるような形になるような制度設計が必要だと思ひて、その観点からちょっと伺いたいと思ひますけれども、まず料金については先の議案の説明、そして同僚議員の説明で理解で

きました。タクシーを使った部分に対しての考え方と、ある程度、宇白老というか、そちらの人たちのタクシー利用を踏まえながら考えたという部分は理解できましたが、今同僚議員からあったときに道南バスの料金 430 円、J R 虎杖浜駅から白老駅まで使った場合は 370 円です。ですからタクシーの場合は自分の家の目の前から、ドア・ツー・ドアで目的地まで行けるのです。ほとんど歩かなくていいという利便性が大変高い乗り物なので、ある程度の料金はみんな甘受すると思っています。ただ、今回は例えばこれがデマンドバスだったら大分違うと思うのです。私はこれでも理解が得られるというふうに見通しが立てられます。でも現実的には元気号の路線をほとんど踏襲するという考え方の中では、せめて道南バス程度、もしくは J R ともある程度考えて、せめてもう少し料金を安くしたほうがいいのではないかと端的に思うのです。こういった検討の経緯、あとほかにも今回 3 便にされています。12 時 30 分の便については理解できました。この便が必要だという声は大変西部の住民から寄せられていましたので、この路線については非常に必要だと思います。ただ、ほかにも 2 便ほどふやされていますが、そして路線の部分です。こういった部分、こういった議論を踏まえて、こういったような形のご提案になったのか、その経緯について伺います。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず料金の関係につきましては説明したとおりでございますので、もしそういう関係での声が高い場合には次の料金設定ということを考えてまいりたいと思います。それから検討の経緯ですけれども、これはご説明したように今回は道路運送法の 21 条を使うということ的前提にして、一時的なものに使うということで選択いたしました。検討の経緯では通常の運送法の 4 条、要するに新たに事業者を立ててやっていくという方法と、それからもしくは障がい者等に使うとありますタクシーチケットの助成、そういうようなやり方、もしくは町または実施主体の方が、いわゆる白ナンバーの輸送を無償でやるというようなことも検討しました。その中で 1 番現実的でなるべく早く実施できる方法として、今回の提案に至ったものでございます。今回の 3 本につきましては、やはり空白時間というものを考えたことと、病院を基点にしたということと、まず病院の診療が 1 番早く終わる 10 時半ぐらいからの設定をしたということと、あとは最後の 3 時 17 分という時間がございまして、そこまでの間で補完できるような時間帯ということで設定しております。

○議長（山本浩平君） 4 番、広地紀彰議員。

○4 番（広地紀彰君） 4 番、広地です。まず基本的な考え方については理解できました。

あとは料金等や路線についてもある程度柔軟に対応するという部分が担保されているので、ある程度はという部分は理解します。ただ、その中で例えばですけれども、その 500 円の料金設定、既にもう私たち議会のほうにもちょっと料金についての懸念の声が寄せられています。ですので、恐らくこの 500 円の設定は庁舎内においても議論があったと思うのです。高いのではないかとという部分は多分にあったと思うのです。道南バスの現行の路線に不便を感じている人に対してということの観点、それも非常に重要だと思いますので、それは理解できました。ただ、私のほうに寄せられたのは道南バスが高いからだったのです。道南バスだと使って帰っ

てこなければいけないから大変だと。今まで無料、もしくは 100 円で元気号だったら帰ってこられると。ただ、それが 430 円かかるということに対しての負担のほうが正直多いのです。ですから、例えば今の障がい者に対してやられているような施策的な部分、例えばですけども、その乗車人数でいけば 1 路線で 2,000 人いったらいい路線ですね。例えばですけど、その倍の路線で 4,000 人が乗ったとしても 1 人につき 100 円補助すれば 40 万円ですね。ですから、そういうその不便の声に対してどのように応えていくのかという部分はやはり問われると思うのです。ですからその部分からいっても、せめて料金をもう少し、明らかに地域公共交通としてのメリットを享受できる料金設定というのを事前に私は伝えたほうがいいと思うのです。というのは、例えば料金改定しましたという部分がまた出るかもしれません。マスコミの協力もいただきながら、それもそれで一つの考え方だとは思いますが。ですから、こういう意見が出たとしても私は反対の立場ではありません。ただ、できればその声に応えたという形がきちんとやはり町のそのまなざしが感じられるような形にするためには、せめてもう少し料金安くできなかったのかと。この部分については、今後の点に大事な観点になると思いますので、再度質問したいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） ご説明申し上げますように、石山以西という対象で今回やったということが、この料金設定のポイントになっているということですし、あとひと月ごとに検討していくということですが、やはり料金についての声とその利便性を考えたときにどうなのかということは、それは当然大きな検討材料になりますので、その後にやはりなるべく何か月もたたないうちにそういう声が多いということと、その乗車人数等を勘案して、これは 500 円で例えば 9 名いつも満杯になるような状態でしたら、またそれも考えなければなりませんし、その状況に応じて素早く対応してまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 4 番、広地紀彰議員。

○4 番（広地紀彰君） 4 番、広地です。迅速に対応するというお言葉もいただきました。その姿勢は非常に重要だと思います。ただ、もっと重要なのは、その制度設計の考え方の中で町民の声を踏まえた中で、町民のニーズをどのように捉えて、どういう姿勢を打ち出すかと、その初足の第 1 弾は私すごく大事だと思うのです。だから、せっかくこんなに一生懸命頑張っていて、予算もつけて、こういった形で取り組む案がきちんと町民のためになるようにと改めて再三にわたって言っているのですけれども、そういった意味で経路についても柔軟に対応するという考え方でしたね。ですので、それであれば来年度に向けて事前予約型の公共交通、いわゆるデマンドバスの導入の検討も進めるというふうにさきの議会でも答弁ありました。ですから、例えばこれはもう前の日までの予約にして、ある程度運行経路も柔軟にしていこうとか、そのほうが早いですし、ある程度、そんな目の前のドアまで行かなくて結構です。ですから、例えばですけども、ある程度の重要な停留所、あとは区間を設けるなどして、多少ですけども自分の家のほうまで来てくれるような形、ただし、それをやるためには前日の予約が必要になってきます。ですから、それだったらこの料金でもある程度は理解が得られるかと。そういっ

た部分も考えられると思うのですが、今後のそのさまざまな改善点の観点の一つとしてそういった考え方ができないものなのかどうか、それを最後に伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず柔軟な対応ですけれども、仮に 100 円にしたときに白老の方から我々も乗せてくれという声が多数寄せられたときに、では何台か増便してでもそういうふうに対応していくのかということがちょっと検討材料になりますので、そういうことも考慮していかなければならないのと、あと今回の実証実験は要するに竹浦、虎杖浜のバスが減便になっているということが 1 番のポイントになっているということ。それでもう一つは、今後公共交通を考えていくための、今お話しされましたデマンド型の検討も、ではデマンド 500 円でやっても乗らないのか乗るのかという、そういう実証にもつながってまいりと思うのです。ですからそういうことを踏まえて、まずこれでスタートさせていただいて、そしてあとは柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 5 番、吉田和子議員。

○5 番（吉田和子君） 関連しますのでちょっと続けてさせていただきたいと思います。この福祉バスというのはやはりいろいろな問題が絡んでいると思うのです。交通弱者、それから今高齢化で免許を手放す時期、そういったことがすごく大きな問題になりまして、苫小牧市あたりは免許を手放すことでそのバスの利用のあり方を、無償だとか、何か制度を行ったはずなのです。そういったことから考えると、今の説明を聞いていると虎杖浜、竹浦の便の不便性を考えて 500 円という料金を設定したということなのですが、私はタクシー料金を参考にすることが違うと思うのです。というのは、先ほど言っていましたように、タクシーは玄関から玄関までです。でもバスはバス停で降りるのです。福祉バスのデマンドで出す分も、これは一般会計から出していますね。そうすると、町民にとって公平感があるかどうかということがすごく問われてくると思うのです。そういうことからいくと、タクシー使う人とあわせてやりますということにはちょっと理由にはならないというふうに思うのですが、その点が 1 点と、それからきのう同僚議員が一般質問していましたけれども、バスの料金の設定のあり方なのですが、私は 100 円にするべきだと考えていたのですけれども、100 円にしてしまえば白老の人も乗りたいといったら困るというお話をしていました。それで付き添いとかそういう人もお金を取るのかというお話があったので、今後毎月検討していくということですので、道南バスの場合、障がい者は半額になるはずですが、付き添いの方も級に応じては半額になるのです。やはり利便性、それから使いやすさ、それから平等感、本当にそういったものを考えていくと、そういったそのバス料金に値するものを取るということであれば、そういったことも考慮していく必要が私は今後あると思うのですが、その辺のお考えについて伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 今、吉田議員がお話になられたことにつきましては、やはりそういうこともポイントとして検討課題になるというふうに捉えております。ですから、その点の状況を見ながら進めていくということでご理解いただきたいというふうに思いますし、

要するに石山以西と設定した最初のスタートの時点での状況がどういうふうになるのか。もしくは本当に竹浦、虎杖浜の方が病院に来ていただいて、帰りそれを活用していただけるのかというところもポイントになりますので、やはりその状況を見させていただいて対応してまいりたいということでご理解をお願いします。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） ちょっと角度を違って質問したいと思います。本当に福祉バスが出て利用するのに時間がかかる、不便である、そういったことからこういった見直しをしたということは、本当に町民が家にこもらない、いろいろな高齢者対策として私は大変大事なことだと思っています。きのうの一般質問の中での説明で森野はやりませんというお話がありました。森野には世帯がありません。ただ、緑町には何世帯かいらっしゃるのです。本当にそういった個々の利便性、それからそういったことを考えていくと、私は前に議会で述べたと思いますけれども、あそこにいる方が高齢化になって車を手放したと、病院へ行くのに大変不便で苦小牧へ引っ越したという。白老に生まれて白老に育って、兄弟もいるから離れたくなかったけれども、病院へ通うために兄弟には迷惑かけられない。兄弟も高齢化だったので病院へ連れていってくれる人がいない。そのたびにタクシーは使えない。そういうことで引っ越されたのです。ですから、本当にそういった、きのう社台は2人しか乗りません、それでも社台はきちんと行っているのです。でも森野のほうには何世帯かいるのです、森野というか緑町には。そういうことも本当にこういうことの毎月の見直しの中で、それからバスの利便性、それから高齢化率、病院を本当に芯において、病院の送り迎えが基本的なものとなって考えるのであれば、そういった行っていないところのこともきちんと今後考慮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 今お話になったように、そういう今不便な地域というところは存在しているというふうに理解しております。そのことを今後検討する地域交通網の中で、幹線とそれの周りの地域をどういうふうにつなげて利便性を高めていくかという検討は進めていきます。今回の追加運行につきましては、本当はさまざまなニーズに対応したいのはやまやまなのですが、そのサービスの限界というか、サービスには際限がないのです。全部ドア・ツー・ドアで一人一人送迎すれば1番いいのですが、今回の元気号のいわゆる状況を見て1番ポイントとなることをまず先に先行したということで、その後は今後の検討で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

9番、及川保議員。

○9番（及川 保君） 9番です。この11ページの地域公共交通活性化事業、私もこれはちょっと料金設定の部分は本当にこれで解決するのかと、こういう思いでいたのですが、きのう、一昨日の一般質問の中でもさんざん議論をされまして、その中でも評価をする声がありました。私も改定してから半年の中でこのような事業を展開すると、追加の形でやるのですが、

これは単費でやるのですけれども、非常にこの部分については評価をしたいと思います。ただ、この料金設定、今さまざまな形で出ていますけれども、戸田町長、これは元気号の発端のそもそもなぜこの元気号をスタートさせたか、始めたか。この経緯がなかなか、長年、スタートしてから 20 年たつのですけれども、段々色合いが変わってきてしまって、町全体の中での話し合いになってきているのではないかと私は非常にその部分を危惧しているのです。元々は石山以西の町民の皆さん、きのうの議論の中でも集落という話がありました。私は虎杖浜の臨海から中央に向かってくる、字白老に向かってくる皆さんの病院を含めて、この利用者の、竹浦、虎杖浜の皆さんの、当然萩野、北吉原も入るのだけれども、この皆さんが非常に高齢化した中で公共交通という部分で非常に苦労していると、こういう思いの中でやってきた事業なはずなのですけれども、まずこの元気号をスタートさせた経緯をどのように今捉えているのか。そして今 20 年たったのですけれども、こういう中でこれからの部分も含めてどのように考えているか、この元気号のあり方ですね。しっかりとそのあたりを踏まえていないと、何か字白老も含めて一緒に考えているようにしか私は今見えないのです。今回の増便のこの部分も含めて、料金設定も含めて、そのような考えしかないのだけれども、どのように今捉えていますか。それをまず 1 点お聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 現在、循環バスという位置づけにしています。今、ご質問あったとおり、当初これは町内循環福祉バスという位置づけでスタートしました。ご質問にあったとおり、やはり中心部に来られるように虎杖浜、竹浦の方面から、あるいは社台からということで中心部に来る方の足となって、それも特定の方です、高齢者と障がい者の方しか乗れない福祉バスとしてスタートしました。それがスタートして、今日までのこの長い年月の中で、当初は無料で乗れたという部分から、町財政が厳しいから 100 円払ってでもというこういう声も出てきて、その中で若い人たちも、お母さんたちも子供を連れて病院行きたい、そういう人たちも乗れるような、そういう声が出てきて、いろいろな分野でこの中心部におる方も利用できるように、そういう声もどんどん出てきて、この年月の中でそういう部分をやはり町民サービスの一環として、声あるニーズを的確に捉えて変更するものは変更してきたということです。立ち上げたころは、そういう福祉バスという位置づけで健康福祉課が所管してこの循環バスというのを運行してきたわけですが、今言ったとおり、今どなたも乗れる、いわば町営バスのように、委託はしていますけれども、町民誰もが乗れる、そういう位置づけに変わってきています。今そういう部分から課を町長部局ですぐ対応できるようにということで地域振興課のほうで対応しておりますけれども、そういう長い年月の中で福祉に特化したものから、町民誰もが乗れるバスというふうになり、こう変わってきた変遷が一つございます。ですので、今、原点に戻った部分のご質問かと思うのですが、今はどなたも乗れるというバスになっていますから、当然いろいろな声があります。JR の時刻に間に合う運行にしてほしい。買い物に行きたいのでその近くにバス停を設けてほしい。いろいろな声がある中で、昨年 12 月 2 台の運行の中で、それらを空白地もできるだけ埋めるようなという体制になってきました。しかしなが

ら、それを実行した中で今回のように非常に不便で乗りづらい、ましてやお客さんも減ってきているという部分が出てきたので、今回ただいまご提案申し上げた内容に変更して実証実験を踏まえて、できるだけ早く、来年度になってくると思うのですが、今回の実証実験を踏まえて新しい交通網、これを築き上げていきたいという考えでございます。

○議長（山本浩平君） 9番、及川保議員。

○9番（及川 保君） 9番です。全くそのとおりなのです。変遷してきた。時代、時代によって利用状況も、またはまちの運行の基準そのものもさまざまな形で変わってきたのですけれども、ただ、実は今回議会懇談会をやった中で臨海から虎杖浜、竹浦の皆さんの元気号を利用している方々の直接のお話も伺いました。その中では、きのうの集落の話ではありませんけれども、やはり字白老の皆さんとの不公平感はどうしても感じていらっしゃるというのは本当につくづく感じたのです。そういう中で今回こういう形で提案されたのだけれども、まち側はさまざまな形の中で先ほど来議論あるように、また答弁の中であるように、しっかりと議論した中で検討した中でこれは決められたのだけれども、私はこの料金設定のこの500円で本当に利用してくれるのかと。というのは、元々の100円で片道乗れますね。これが100円上がって例えばこのままの形でいくと、例えば臨海から町立病院まで来たと、100円で来たのだけれども、帰りは500円でこれを利用すると。そうすると600円ですね。これを我慢して例えば最終便まで待って利用するとなれば200円で済むわけですね。そのあたりの、なぜかその部分での不公平感を感じてしまうのではないかと。先ほどの高橋地域振興課長の答弁の中でも、岩城副町長の中でも、これは柔軟に改定していくというお話がありました。ありましたけれど、やるからには最初から小出しではなくて、最初からまずとりあえずよかったと思われるような事業を何とか展開できないものか。500円というのはどうしてもこれは納得いかないのです。そのあたりの戸田町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） この500円が妥当かどうかというのは、やはり議論の必要なところであります。これは内部でも相当やったのですが、最終的には今500円という形で提示はさせていただきました。その中に担当課長も申し上げたとおり、柔軟性を持ってまずはこれでスタートさせていただいて、実証実験の中でいろいろな声が出たときには柔軟に対応していきたいという考えと、あといろいろな意味でタクシーの比較にもなっているのですけれども、例えばバスで来てタクシーで帰られている方もいらっしゃるのです。それは何人かといわれたらちょっとわからないですけど、だから公平性等々も考えたときに、まずは500円という形でスタートさせていただきたいというのも一つ考えの中にはありますので、これが200円がいいのか、300円がいいのか、400円がいいのかと、500円以下という話だと思うのですが、それが200円でも、300円でも、400円でも、これでいいという数字は多分ないと思うのです。まずは500円という形を提示させていただいておりますので、この辺はひと月ごとにきちんと検証するというところでありますので、それは理解をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 10 番、本間広朗議員。

○10番（本間広朗君） 10 番、本間です。11 ページの地域交通に関連した質問なのですが、まず実証運行をするということになったのですが、ちょっと確認の意味で、いろいろこれから検討していくということなのですが、これから検討するというのはどの期間をおいて検討していくのか。それと改定もそうです。検討といたら下手したら今年度ずっと検討で終わってしまうのか。改定するというのも、例えば1カ月ごと改定、結論も出るかどうかわからないのに例えば3カ月ごととか、1カ月ごとに改定するということになるのかどうかと、その辺のこともありますので、そこのところをはっきりおっしゃっていただかないと、例えば今言ったような料金設定とか、そういう経路とか、今聞いてからこのあと再質問でしますけれど、いろいろそういうのが出てくるのですけれど、では検討するから今年度それでいくという話になるのかどうか、その辺のところははっきり明確にまずお答えしていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず毎月の運行状況によって、その運行状況を評価して、その中で改善すべき点があるのであれば、それを協議して新たな運行方法を見出していくと。その新しい変更があった運行が運行許可にかかわるのか、かかわらないのか。かかわらないのであればすぐ変更は可能だと思います。かかわるのであればひと月ぐらい、手続きが必要になりますので、そういう中で対応してまいりたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 10 番、本間広朗議員。

○10番（本間広朗君） 10 番、本間です。いろいろ手続き上の問題で時間がかかるということもあるかと思っておりますけれど、今回の変更というか、実証実験に至るまではいろいろそういう町民からの意見、要望を聞いていると思っております。全体的に見たらいろいろなお話もあって整理できなくなるかもしれない。私も虎杖浜のどちらかということと1番西のほうに住んでいて、いろいろ住民からこのバスの件に関してご意見をいただいております。その中で、やはり、よくなることはないというお話は聞いていますし、当然、全然悪くなってもう使えない、もう乗れないというお話も聞いております。それで、本当に今回この形である程度変更できるのだったら変更、おそらく変更できないと思っておりますけれども、先ほど料金の部分もありますけれど、その辺のところも努力していただいて、本当に負担が少ない料金設定にしていいただければと思います。私は実証実験を、実証運行することを至って帰りのバスを運行するという、今いろいろ同僚議員から出ていましたけれど、それではやはり先ほど言ったように住民の満足度というか、特に虎杖浜に限らないけれども虎杖浜、竹浦以西の方々は、やはり初めて朝乗ってきていただいて、どれだけの人が朝乗ってきていただいて、そして帰っていただけるかというのがポイントになると思うのです。朝ちょっと我慢して帰り何とか帰すのではなくて、朝どんどん来ていただいて、帰りも3便出ていますけれど、その3便まで例えば出さなくても、1便どこか早い、デマンドまではいかないですけれど、そういう観光タクシーを出すようなことが、おそらくそれも町側としては議論には出ていたと思っておりますけど、そういうところもやはり変わってやってくれたのだという、向こうの人というわけではないのですけれど、以西の人というわけ

ではないのですけれど、全体見て変わってよかったといわれるような事業にさせていただいたかったというのと、やはり先ほど言いましたように帰りもせめて、変えられるかどうかわからないですけど、先ほどどの機関で帰られるかと聞いたのも、やはり早い時期にある程度結論が出たら変えていただく。例えば朝の便も、今、料金設定出ていましたけれども、戸田町長 500 円ではなくても例えば 300 円、往復で本当に今片道 500 円だけれども、100 円出して 600 円で往復できますね、500 円ではなくて。そういうようなもうちょっと住民に対してきめ細やかなことが今後考えていただきたいと思えますけれど、今回は戸田町長の決断でこういうふうになったのだと思えますけれど、早い時間である程度当然住民の意見も聞いて、次回、今回どうなるかわからないのですけれども、次回の実証運行につなげていけるようなことを模索してほしいというか、やってほしい。本当に変わってよかったと。私は今回こういうふうに変わったけれど、よかったと思っている人は余りいないと思えます。ですから、本当に全町がそういうふうによくなったと思われるようなことがお願いではないのですけれど、戸田町長できるかどうか、その辺のところもよく検討していただきたいと思えますけれど、戸田町長の意見ではなくていいのですけれど、お話していただければと思えます。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） ただいまのご質問でございますが、昨年 12 月から現在のダイヤに改正して、議会 12 月会議、そしてことし 3 月会議と、今、本間議員がおっしゃったことがこの議場でたくさんの議員さんから意見、それから不便さ、こういったことをいただいております。そういったことを踏まえて、28 年度においてこの公共交通のあり方全体をしっかりと見直しをして、実証実験を踏まえて、新たな交通網を構築していくという部分を本年度委託を含めた予算をいただいて、しっかりその辺は作り込んでいきたいと。ただ、それまでにやはり 1 年ちょっと時間がかかってしまうものですから、最低限、今 1 番困っている部分、なぜ利用されないか、その辺を分析した上で今回補正に上げさせていただいて、まずは病院から竹浦、虎杖浜方面、以西というお話で、そういった方々を少しでも解消できる、こういう手立てを打たせていただきました。当然、今回の補正の中で実証実験していくいろいろな声、いろいろな地域から、いろいろな方々から寄せられると思えます。それをしっかり分析して、それぞれの月単位ですぐ変更できるものは変更していきますし、次の本当の路線網をつくっていくときに、そのことを議会からいただいたご意見も十分踏まえた中で、今、本間議員がおっしゃったとおり、町民誰もが変わってよかったと言っていたような、そういった部分に職員一丸となって取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 11 ページのまず地域交通活性化事業、これは今の一般質問、きのう、一昨日、そして今の補正予算の質疑で十分内容はわかっていますので、そういう部分については触れません。端的に、この補正予算の中でやはり事業を組み立てるということは費用対効果がどうあるべきことかという部分もみななければいけないと思えます。それで何点か質問が

出ましたからその部分は省きますけれども、一つとしては、これを見たら南北に関係なく運行しますとなっています。先ほど高橋地域振興課長が路線図持っていますかと言われたのだけでも、路線図を見ると、こうやって南北、柔軟に走ってくるのです。そうですね、一直線ではないですね。これはどういう方、乗る人の客体によって多分違ってきますけれども、一つのパターンをつくって議論されていると思いますけれども、どういうふうに行くのか。それによって、これを見たら 10 時 30 分、12 時 30 分、14 時 30 分とありますけれども到着時間がないのです。これは乗った人、その日によって、乗客数によって早く着く場合、あるいは多く乗って、きのうも言っていましたけれども、でこぼこの部分がかなりあったら臨海温泉、虎杖浜へ行くのはかなり時間がかかるのです。非常に不満が出ると思うのですけれども、その辺のこれから委託契約をするときに協議されているのか、その設定時間を最長、最短でどういうふうに見ているのか。これは大きな問題です。

それと、この委託料 456 万 2,000 円の算出根拠はどのようなふうになっているかということでもあります。それと柔軟に対応する、これはいいと思いますけれども、今答弁聞いているとはっきりしていないのです。今言ったように委託料 456 万 2,000 円、今根拠出ます。今の体制わかります。しかし、1 台増車になったときには、先ほどは委託業者と協議をしてまたやるというのです。これでは困ると思います。スタート時点で当然、増車になったときにどういう形で、どういうコストパフォーマンスでやるかということをお客さんに説明がなければいけないと思います。これはふえたらどうしますか。そういうことをきちんと組み立てているかどうかをお聞きします。それと、乗車料金 500 円に設定していますね。これは土日、祝日休みですから約 300 日ぐらい運行しているのです。そうすると、満度には乗らないと思いますけれども、満度に乗ったら 1 日 9,000 円の 300 日だから 270 万円になります。半分になったら 150 万円ぐらい、この収入は 456 万 2,000 円にオンするという解釈でいいですか。今までの説明を聞くと、柔軟な発想で 100 円にするかわかりませんが、お客さんゼロだったらどうするかと言っていますけれども、現実にこれ以上の収入はその受託した業者の利益になるというのですね。多分、456 万 2,000 円の今算出根拠が出るからいわれると思いますけれども、そういう部分はどう整理されているかということです。それと次の 19 ページの定住促進・子育て世代応援事業です。これは今回の補正予算に 27 年度一般会計の繰越明許費計算書があるのです。その中に商工費 750 万円で同じ事業名で財源内訳が国庫補助金丸々 750 万円です。この事業は繰り越しされているのです。それで今回単独でこの部分、補正になっていますけれども、これは事業を拡大してやるという解釈でいいのか、あまりにも要望が多くて、そういう意味でいいのか、その辺伺います。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず、運行の件でございますけれども、多分今の想定では国道沿いの方というよりも鉄北の方を中心に考えておりますので、多分、北回りのほうが多くなるだろうと想定しておりますが、最終地までの走行時間は最大で約 1 時間を想定しております。乗る乗客は 9 名ですので、近い順に降車していただくということを想定しております。そ

れから算出根拠ですけれども、今、3回運行するというので、1回8,000円程度です。それで2万4,000円ですので、月額に算出するときには22日で算出しておりますけれども、これから契約するにあたっては月によって日にちが違いますので1日ごとの料金設定で契約をしたいと考えております。

それから収入については、この運行の総料金の中からの内収入ということで考えております。ですからプラスアルファで事業者が受け取るということではないです。増車の考えについては、それは状況を見て常に乗られる方がそれを超えるような状況が続けば検討しますが、それについての今の段階での協議は、例えば同じ料金でやるとか、そういう協議はちょっとまだしていません。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 私のほうから定住促進・子育て世代応援事業につきまして答弁させていただきます。平成27年度の繰越予算としまして750万円の承認をいただいたところでございますが、本事業につきまして、今回この地方創生加速化交付金では給付事業は対象外であるというふうなことが示されておまして、北海道のほうへこの事業につきまして給付事業に該当するか否かの確認をいたしましたところ、こちらにつきましては給付事業に該当するということが示されまして、地方創生加速化交付金の対象外の事業となりますという回答を得たことから、改めて一般財源で今回350万円の補正予算を計上させていただいたところでありますので、事業拡大ということではございません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 地域公共交通活性化事業ですけれども、これは今1回8,000円と聞いていますけれど、これは当然これから入札しますから多少変わっていくという可能性がありますね。それとゼロでお客さんがいないときは運行しませんから、そういう部分の分も今答弁あった中できちんと精査されていくのかどうかということです。これは不便で出したということに対しては今まで議論されていますから、それはそれで十分に私は理解をします。だけれども、やはり予算でやる以上はコストをきちんと費用対効果を考えて、若干財源が豊かになったから余り気持ちを大きくしないで、そういう費用対効果をねらった中で効果的な事業をぜひやってほしいとこういうことです。それで1点だけ、るる今まで議論ありましたけれど、私は本来は実証実験といっているけれども、多少不便なダイヤを直した中で、そして今回追加したというのなら話がわかるのだけれども、まるきり手をつけないでやっているから、私は正直いつて暫定措置だと思うのだけれども、ただ、その議論は今までしているのではありませんけれども、多分帰る時間より来る時間のほうが我々の生活のパターンの中でいけば、来るほうの時間がシビアで厳しいのです。そしてお年寄りも、最長1時間40分ですか、乗る時間に病院にお客さんいっぱい待機していたら困る、これを心配してくるのです。だから来る時間のほうはいいのです。診察終わった後のバスを待つ多少の時間は安心して過ごせるのです。だから私はそこを逆にすると、3便ふやしたのはいいサービスと思います。今度お客さんからは朝の直行便を出せとくると思います。そのときに、これが8月から始まりますから3月までの間十分に見直し

というけれど、そういう理論も論点整理もされていたのかどうか。だからきて、またふやしますという話にならないと思います。一つの政策を整理しているのだから。その辺を伺いたいと思います。

それと、19 ページ、これは今の説明でいくと、予算要求する前に、この事業が交付金事業に該当するかどうかというチェックはなかったのか。今6月ですね。6月に入って、道に相談したらだめだといわれている、これはもう最低限やらなければいけない事務処理です。それが今ここにきてやるということは、責めているわけでは、当然責められるけども、それは理論の話上責められますけれども、そういうことだと私は思うのだけれども、ただ、担当課長が淡々とそういう言い方でこれを公の場ですむのか。戸田町長、これは必要があって政策費上げたのですね。だけど逆に予算の十分な査定をして、今になって補助金つきませんからやめて、一般財源振り替えして、その必要度というのはどうなっていくのかと思うのです。本当に必要なのか。そして750万円が半分になりましたね。その辺、この施策を上げて6カ月もたたないときに、こういうような政策変更が単なる事務上の、補助金の要綱というのは職員みんな事業に取りかかる前には整理されているはずなのです。きのう、一昨日、一般質問ありました、氏家議員からもありましたけれども、不祥事が続いていますね。そういうふうに入ってくるのかと私は思うのです。そのほうが事業をこうやって予算要求して議論して上がってくるより、事前のそういう部分が本当に大丈夫なのかと思うのですけれども、その辺拡大ではないということですから、350万円について事業が多かったら追加するとこういっていましたがけれども、それだけ重要な施策事業であるのに、なぜこう簡単に財源を変更したり、そういうふうになったのか、その辺だけ聞いておきます。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 先ほど申しあげました積算根拠の中で、1回8,000円という目安の中で、1日3便ですから1日2万4,000円ということでお話しましたがけれども、現在、想定しております進め方としては、1日当たりの金額でというのは、走らないという場合も当然あり得ることですけれども、それにはやはり準備してきちんと病院にいなければならないということもありますので、それはやはり1回というカウントで、1日ごとの契約という形にしていきたいと考えております。それから朝の便の話ですけれども、朝の便も当然そういうご意見もあると思います。ただ、現在病院ということを中心に考えてやった場合に、虎杖浜からは7時20分と8時と、それから10時57分というのがございまして、その中でこちらのほうに来ていただけるけれども、その朝の便で来た方が帰るのにすごい時間が空いてしまうということのほうを重要視してやったということで、これを往復の運行とかになると、その車に対するオペレーションがすごく複雑になるということで、手続きも相当かかってくるものですから、今回はその空白時間の帰りを中心に組んだものでございます。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 地方創生加速化交付金、この事業のチェック体制はどうだったのかという部分も前段ありましたのでちょっとお話をさせていただきます。今回、QアンドAが

先にきていまして、その中で9事業がだめだという内容はあったのですが、うちのほうで通常、商品券などの特定個人への給付ではないということで、単純な給付事業ではなくて、定住促進のための、計画案の趣旨に合致した事業ということで考えて、それで計画案づくりをしていたところなのです。けれども、今回いろいろな先ほど来のようなことがあったものですから、いろいろな目でチェックしていくことが大事だということになりまして、再度関係課同士でチェックして、あと実際に交付金の返還とかにならないようにということで、ことしになってから北海道にも再度確認させていただいたところ、これは対象外になる、はっきりと対象外という言い方はされないのですけれども、対象外になる可能性が高いということで、今回の補正予算という形で振り替えるという、今回も交付金の対象にならないということで一般財源でお願いしたいということになっております。一般財源にするということで、また750万円確保するという部分もありますので、それについては5月に既に広報等で周知していまして、その中の問い合わせが数件あったものですから、その範囲内でまず予算をあげようということでただ、考え方、必要性については計画を実施していく必要な事業ということでも考えておりますので、それについては750万円までは限度額として実施していくべきだという考え方の中で整理しております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） それでは地域公共交通活性化事業の部分、朝の便については理由がわかりましたけれども、この3月までにいろいろな仮に要望があっても、今議会の中で柔軟に対応するといっているから、きちんと政策として、その分はもう、今言った説明の中で帰りの便だけで今のところ終わりですと、帰りの便はどうするかということは時間とか考えなくてはわからないけれども、朝の便は出さないのだと、そういうような考えでいいのか、それも含めて柔軟な対応といっているのかどうか、そこだけ確認します。それと、きのう、一般質問で松田議員もコストの話をしていました。私は1番本当に大事な話だと思います。それで、その中で岩城副町長からも答弁はあったのですが、確認する意味で質問しますが、今回の実証実験、高橋地域振興課長の話を聞くと、何か来年にも含みあるような答弁をしていたのだけれど、あくまでも実証実験でこれをつけたものが既成事実化されて、29年度の予算上げて3台だと、そういう考えにはならないですね。あくまでも今回は現行の補完になると。そして27年度は新たに実証実験をやるから今の2台なら2台の中でいろいろ提案もありました。そういう中でいかにコストを詰めた中で利便性を高めて運行するかという部分で理解していいですね。ですから、今回のこの議論された部分は、次年度には持ち越さないという部分の整理をしておかないと、その答弁の仕方であるときこう言ったということで何か曖昧になってしまうので、これだけきちんとしておかないと、何も芸がないのです、このまま29年度に行くのだったら。そういうことだけ確認します。

それと定住促進・子育て世代応援事業、これは一般財源に振りかえるということは、次年度以降の事業継続をやるという部分の解釈で一般財源に振りかえてあげたのか。あくまでも当初のように、この部分の交付金の事業の範囲で終わってしまうのだと。その辺だけ聞いておきま

す。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） まず1点目のバスの関係です。2項目ございます。まず一つ目の朝の便の考えです。これは今回ご提案申し上げたとおり、帰りの便で3便運行させるという考えですので、これを実証実験の中でいろいろな声は出てきます。だけど基本は帰りの便での時間調整、それから降りる場所とか、そういう部分を実証実験でしっかり押さえていくと。声があったからといって朝の便となると、当然限られた予算の中で執行する行為ですから、今回についてはこの帰りの便ということでご提案させていただいたので、今ご質問あったとおりでございますのでご理解いただきたいと思います。

それから2点目の、今回実証実験ですので今のバスの運行上に町民の方々にご迷惑をかけているという部分で、その補完する意味で今回3便走らせますので、この部分でまずどういう声があって、公共交通網がこれからどうあるべきかをこの中でもしっかり押さえていきたいという部分でありますので、今回のこのタクシーを利用したという運行方法が来年も引き続くということではありません。今回あくまでも実証実験でやる行為の中でどういう運行体制にしていこうかという部分で、それまでの期間、今不便が現実には生じているので、そこを補完させるという考えですので、そういうご質問にあった考え方で整理したいと考えてございます。

それと3点目、子育ての関係です。今年度はそういうふうにご政策として立案しました。来年度はまた来年度の予算審査でも議論になってきますし、まちの考えも当然、ことし10月に予算編成、来年度の政策をどう組むかという部分でしっかりまた戸田町長が入った中で議論しなければならないということになります。やはり子育て支援をして人口減少させない、そして移住、定住を促進させるという一つの政策を掲げたわけですから、それを単年度のやはり結果をしっかりと見据えた中で、財源を確保した中で、来年度を考えていかなければならないと考えています。今、来年絶対やりますとか、もうやりませんという答えはちょっとなかなかご答弁申し上げられませんが、財源もしっかり確保して、町民の皆さんのニーズも押さえて、声を聞いた中でつくり込んだ施策ですので、その部分もしっかり押さえて、来年このことをどう加えていくか、もっと違った形で支援したほうがいいのか、そういう部分はまたいろいろ声が出てくると思います。ですので、その辺はしっかり政策議論をして組み立てていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午 前 11時16分

再 開 午 前 11時30分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 12番です。最初に、先ほどから議論になっているバスの件なのですが、戸田町長がせっかく政治判断したのです、町民の方々が困ったと。困ったことを

助けるのが政治判断です。これは町長が政治判断するときは、誰にも相談しなくていいのです。政治判断というのはうまくいけば拍手をもらえばいいし、悪かったら直せばいいのです。そして利用した方々が、そのことに対して、こう直してください、ああ直してくださいということがあるでしょう。そのときは議会なり町民にみんなに相談をしてやるのが、これが議案として出るものなのです。ですから、先ほどから出ています、議員の皆さんが、皆さんではないですね、いろいろな方々が言っているけれども、政治判断というのは町長の英断ですから、堂々と戸田町長、先ほどの皆さんにきちんと言葉で返してやってください、私の政治判断だと。文句あるならやめると、これも政治判断です。

これはこれとして、それからもう一つ、11 ページの7節ですか、合板・製材生産性強化対策事業、これは町有林の作業道、それから林道をつける事業だと思うのですが、私も長い間造材、造林やっていました。私は道のきちんと定款をもって造林主なのです。この山は確か180ヘクタールぐらいあるはずですね。この大半は私は下請にもらって造林ほとんど植えました、50年前からずっと。ですから、もう間伐材のいい木になっているわけなのですが、私は確かに今土木屋さんも仕事がないから、この作業専用道路つけるのもいいのです。それから作業道をつけるのもいいのです。私は白老の環境からいって、冬山、いうなれば凍結したときにあの作業をやれば、もともとこの山は100年、150年のトドマツがあって、全部伐り出して、はげ山にして伐り出して、町有林はこの製材を利用したもともと山なのです。そしてそれを植樹して今また元の山に戻った。そしてまた間伐をする時期になってきた。私がいうのは、この作業道はブルドーザーが通ればいいぐらいで大体2メートルぐらいなのです。作業道というのは2メートルぐらい、製材を切って引っ張ってくるから。ですから、ほかの立木にあまり被害が出ないのです。最低の道路をつけると、最低の立木、立っている木を切ればいいのです。ところが正式なこの専用道路をつくると、あそこの山は起伏がすごいのです。沢があって山があって、これを平らにしなければ道路になりませんね。そうすると、あそこは5メートルの中に3条植えとって木が3列植えているのです。これを沢だったら20メートルぐらい切らなければいけないのです。全部切らなければ道路になりませんから。ですから私はこの道路、ことしはもう決めたわけですからやむを得ないと思いますが、来年からは、この事業があるとすれば私はこの作業道だけで十分に、しかもこの夏場やると造材というのは白老の場合はできないのです。雨が多いし、それから重機もぬかるし。ですから、11月から3月の間にやると道路は作業道だけでいいのです。ですから、せっかく植えたまちの財産ですから、その道路をつくってどんどん切り倒して無駄にしないように、これはただ私の提言ですけれども、そういう手法がいいのではないかと。今、土木屋さんも仕事がないから土木屋さんもきっと喜んでいでしょう。こういうのもやらなければなりません。しかしながら、それも大事だけれども、この当たり前の林道、あの山は本当に起伏が激しいのです。ですから、その低いところは盛土するから20メートル以上切ってつくらなければなりませんね。こういうことも考えてやったらどうかということで、余りあそこに180ヘクタールの十何ヘクタールですから、まだ10分の1ぐらい間伐、これからどんどんしなければなりません。そういうことからいくと、私はもうちょ

つとこの自然を利用した施業の仕方をもう少し研究したらいいのではないかと考えていますし、それに答弁できる人がいないのではないですか。山もみんな知らなくて、昔はたくさん知っている人がいたのです。これだけは考えていますし、答弁はいらなくても、言ってもわからないのです。わからないと思うのですが、そうしたら答弁してもらいましょう。

それからもう1点、時間かかって悪いのですが、23ページの消防費です。これは倶多楽火山防災協議会というのがありますね。私はこれにどうのこう言うわけがありません。倶多楽湖というのは白老のもので、すばらしい自然です。それから景観もいいし、それから透明度、これも日本の指折りの透明度です。私はここ15年ぐらい、倶多楽湖の話を知っています。私はあの自然のすばらしい倶多楽湖が白老町としてはほったらかしなのです。もう少し、この象徴空間ができる、外国の方々が来る。そしてあの自然景観をやはり白老の財産としてもう少し価値を高めるような政策をすべきではないかと。あれはただ車で見に行っただけでも、それから冬はスキーもできる、もう少しあれを活用した政策を私は考えられないのかと思うのですが、きょう消防費にたまたま出たものですから、私は白老の財産として、宝として、もう少し考えるべきだと思うのですが、その辺の考え方をお聞きしておきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 3点ありました。まず理事者側の政治判断についての考え方です。戸田町長。

○町長（戸田安彦君） ちょっと答えづらい質問だったのであれなのですけれども、この公共交通に関してはいろいろな議論があってこれで満足ではないのですが、やはり町民のために、このまま政策判断でこの事業の今補正を上げさせていただきました。これで全てを補完できるとは思っていませんが、まずは町民の信頼を得るためにはまず行動に移すということが大変大事だというふうに思っておりますので、引き続き来年に向けてもまたこの問題は続いていくと思っておりますので、その辺はきちんと議論をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 2点目の町有林の関係です。担当課長、本間農林水産課長なのですが、4月から今勉強中ということもありまして私のほうから答弁させてもらいたいののですが、今回57林班ということで、松田議員本当に長くこういう森林施業の資格を持った中で取り組んでいると私ども重々承知しています。ご提案ということのお話ではありましたが、最初にまず現地調査、測量しまして、多分秋ぐらいに上がって発注が秋から冬にかかるかというふうに考えていますので、ご提案いただいたとおり、冬の中での間伐材の切り出しになるかと。それから、幅員も作業道は今2メートルというふうに考えています。非常に起伏があって、そこを車が通れるということになれば、ご指摘あったとおり、また多く山を、のり面を削ったりとか、埋めたり、そういう部分が出るものですから、せつかくある材がだめになってしまうということも重々わかっていますので、その辺はしっかり調査した上で、やはり町民の財産ですので、その財産を生かすような方法、ルートも考えながら対応していきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 倶多楽湖の活性化のお話なのですが、なかなかPR、周知が難しいかというふうに思っております。私が町長に就任してから、あそこは登別から入る形になりますので、隣の小笠原市長ともいろいろ協議はさせていただいて、観光でやはりもっと活用したほうが良いというお話はさせていただいております。難しいのが町民も含めて、観光客も含めて、釣りが昔はチップが釣れるということでやっていたのですが、その逆に釣りをすることはいろいろなえさを使ったりするということで、先ほどの透明度のお話が環境をきちんと守るのであれば、やはりそういうのはよくないと。ただ、チップとか釣るといふ余暇を楽しむのであれば、そちらのほうを大事にするという議論もあったのは事実でございます。チップが育たないのはやはり余りにもきれいにしすぎだというお話もでございます。そんな中でやはり観光の一つの資源として登別市と白老町と一緒に観光連携もしておりますので、この辺は引き続き活性化に向けて考えていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。簡単に2、3点お尋ねします。1点目は、繰越金が今回1億5,000万円ありますけれども、総額の決算剰余金が4億2,700万円ぐらいあると。この中身といいますか、なぜこれだけの決算剰余金が出たかということを含めて、例えば交付税だとか、税がこれだけふえたとか、それからこれは全部不用額にはなるのだけれども、決算上の実際の不用額がどれぐらいかということを含めて内容をちょっとお知らせ願いたいと思います。

2点目に19ページの橋梁長寿命化事業、これは町単費でやるのですけれど、これはもちろん説明は何か竹浦のほうをたくさんしたような記憶があるのだけれど、これは次につながるのかどうか。要するに白老の跨線橋は、これからの象徴的施設の問題がございます。竹浦の跨線橋は相当劣化しております。これは調査を今回するというのは単なる長寿命化計画の調査なのか、それとも次の事業に連結しているのかどうか。そういうことを意識してやっているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

それともう1点、消防の関係で、今回2名分ありますね。これは辞められたのは定年の方なのかどうかということを含めて、退職者の方がいらっしゃるやに聞いております。中身がそんなに詳しくはいいです。要するに辞められる原因といたしましうか、そこは言いづらいところは結構です。ただ、どういうことが白老町に魅力がないのか。給料がカットしているからなのか。それから資格を取らせてくれないとか、何かそういう言ってもいいような理由があるのであれば、定年退職者が全部だったらいいいです。中途退職者がいらっしゃるとしたら、そこら辺の原因が何なのか。言える範囲で結構ですからプライベートなこともあるでしょうから、そこまで言いませんので、もし言えることがあったら答弁願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 繰越金にかかわる決算剰余金の内訳とのご質問でございますが、先般の大淵議員の一般質問でもお答えしておりますけど、平成27年度の決算剰余金、繰越事

業除いた決算剰余金につきましては、約 2 億 2,700 万円ということですが、このうち不用額 2 億 4,900 万円ということで、これにつきましてはあくまでも現計予算に対して歳出の部分の決算額との差が 2 億 4,900 万円ということでございまして、残りの 1 億 7,800 万円につきましては、歳入の増加というような簡単な図式にはなりません。それで歳入と予算の比較ですけど、あくまでも予算も動いていますので当初予算との比較でございますけど、町税につきましては当初予算と比較しまして約 5,400 万円プラスということでございます。それから交付税につきましては、普通交付税が約 1 億 5,000 万円の増、特別交付税が 1 億 6,300 万円の増、合わせて 3 億 1,300 万円地方交付税が増加という決算状況となっております。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 橋梁についてお答えしたいと思います。今回竹浦と白老の 2 つの跨線橋について補正を上げさせてもらっています。この点検をあげた部分の点検をした後、次につなげるという部分なのですけれども、点検の結果を見た中で修理、補修、そういったものにつなげていくという形になってきます。

○議長（山本浩平君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） それでは 2 名の退職者が出たということで、これに関連しまして補正予算を出させていただいているということから、この 2 名につきまして若干説明をさせていただきます。A 君と B 君というような表現をさせていただきます。A 君にありましては、平成 2 年に当消防本部の消防士を拝命しまして、救命士の資格は内部で取らせた職員であります。3 月 31 日付けで退職をしております。彼は結果的には今現在、公務員、道職員として勤務しております。新たな人生ということで頑張っておる次第であります。

彼が退職の理由として一つ挙げていたのは、給与面は事実でございます。その当時、道のほうが削減をやめたということもあって、長年いろいろ考えていた事実はございますが、将来的なものを考えてということで決断しております。B 君の場合なのですが、27 年 4 月 1 日に拝命いたしまして、北海道消防学校初任教育を終えまして、1 年で退職ということになりました。大学を出ております。大学を出た後に学校の先生をしております、当町の消防士を目指していただいたのですが、彼も実は実家が火災になって、実家を助けなければならないということが一つ出てきているのが大きな理由です、私に話してくれたのは、それで学校の先生はちょっと給料が高いということがあるということと、彼のやっているスポーツ指導というものを生涯やりたいということで、消防士となかなかできないということの 2 面を持って 3 月 31 日付けで、自己都合となっております。2 人とも私にとっては貴重な存在でありました。あえてそれを追わなかった理由というのは彼らの人生もあります。そういうことで今回 2 名含めまして、補正をかけさせていただいている現状でございます。この辺でちょっとお許してください。

○議長（山本浩平君） 8 番、大淵紀夫議員。

○8 番（大淵紀夫君） 8 番、大淵です。1 点目の件なのですけれども、不用額 2 億 4,900 万円、随分出たと。こういうふうに言うとまた意地悪に聞こえるのだけれど、要するに当初予算との関係でいえば、途中で補正して、ちょっと金額全然覚えていないけれども、いくらかは不

用額として出しているはずなのです。その割には随分出ていますけれども、ここら辺の原因が何か大きなものがあったとか、何かあるのかどうか。なぜいうかという、すごくシビアな予算を組めというのではなくて、やはり2億4,900万円の不用額というのはもちろん職員の皆さんが努力したということは十分承知しているけれども、しかし必要な事業もやらなかったのかという部分も考えられないわけではないですね、意地悪でいえば。ですからそこら辺の、この不用額の判断をどうするかというあたりが次の予算のときに私は非常に大切な部分だと思うのです。ほかの部分もふえたわけですから結構ですけれども、そこら辺の財政課長の見解だけでも結構ですから、どうのこうのではなくて、どういうふうに思っているかというあたりを聞きたいと思います。

それと3点目は結構です。わかりました。給料のことを含めてあるということがわかりました。

2点目なのですが、修理につなげるということは、ことしの調査が終わればJRとの協議がもちろん必要でしょうけれども、両方の跨線橋どちらかというのではなくて、それは修理が必要であれば修理に入ると、来年予算つくかどうか別にして、少なくとも入るといような認識でいいですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 不用額の関係のご質問でございますが、確かに2億4,900万円という大きな数字が不用となってございまして、原因につきましては大変申しわけございません、ただいま、いわゆる地方財政状況調査、6月1日に決算が出た後、今、いわゆる決算統計の作業をやってございまして、十分まだ精査しておりませんので、どこがというところで具体的なところはちょっと申し上げられませんのでご勘弁いただきたいとは思っておりますけれども、ただ、その考え方といたしましては、やはり剰余金を出すという部分につきましては、先般もちょっと申し上げましたとおり、実質収支比率の問題もありまして、やはり次年度につなげるという部分では繰越金を出すということは当然必要なものだと考えてございます。ただ、その額が歳出の不用額で賄われるものかどうなのかという考えに及びますと、やはりちょっと不用額が余りにも大きすぎるとなると、おっしゃいますとおり、やはり実際事業ができなかったのかどうなのかというような議論にもなってくるかと思っておりますので、その辺につきましては今回27年度の決算を十分把握した上、その原因究明をした上で次年度につなげていきたいと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 点検後の修理の関係ですけれども、点検後の修理は基本的には点検後で悪いところがあったら修理という形には進んでいきます。ただ、今の時点でいつぐらいに修理ができるだとか、そういったことはちょっとお答えできないところがあります。というのは、ほかにも直さないとだめな橋というのがありますので、そういった部分からいけば、修理はしなければならぬですけれども、計画性という部分ではちょっとお答えできないので申しわけないですけれどもご理解願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

3番、吉谷一孝議員。

○3番（吉谷一孝君） 3番、吉谷です。19ページの定住促進・子育て世代応援事業、このことについてご質問させていただきます。これは交付金が対象外になったということのあれですけれども、これはチェックするというのを先ほど答弁の中にありました。このチェックするということなのですが、これまでも組織として必ずチェックはしているはずであります。しかしながら今回のような状況に陥ったということの根本的な原因、それと今後の対策について伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 先ほど出ましたようにチェックについては、今回地域再生加速化交付金が入るといのが28年度の当初予算の策定作業と一緒にやっていたところがありまして、それで当初予算の事業の中から、例えば今立てようとしている総合戦略に基づく実施計画の位置づけとして事業を選択してきたわけですけれども、その中でやはり交付金の審査というのは、これまでもそうですけれども、現課にもきちんとQ&Aを読んでいただいて、当然企画課のほうでも交付金を担当する立場としてチェックするというのでやっていたのですけれども、今回チェック漏れというよりは、先ほどちょっと話したようにこの事業は給付事業にあたらぬという判断で予算をつくったというか、そういう形になったものですから、今後もしちゃんと二重、三重、チェック、現課も含めて当然企画課のほうもチェック、そして財政課のほうもチェックしてもらいたいような形の二重、三重にもチェックした中で進めていきたいと思っておりますし、ちょっと出ました今回経営調整会議というものも設けておりますので、その中できちんとほかの関係課も含めた、特に新しい事業の取り組みについてはそういうものを、ほかの関係課だけではなくて、いろいろな多角的な目からチェックをしていくということを考えていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 3番、吉谷一孝議員。

○3番（吉谷一孝君） 3番、吉谷です。基本的には二重、三重のチェックというのは、今まで従来行ってきたことだと思うのです。それにもかかわらず今回、今回だけではないですね。ここ数年、補助金返還等々ありました。個別にはいいかもしれませんけれども、中身も今回とはちょっと違います。補助金返還とかということではないですけれども、そのようなことがたびたびあって、抜本的な改革というか、姿勢が何が原因なのか、大もと。そのチェックする体制の中で人員が足りないからそういうことになったのか。何かそういうような新しいチェックの仕方、今までとは違う確認の仕方ということをきちんとここでやっていかないと、このようなことを今まで従来同じようにチェックは二重、三重にかけてきても今回起きているという現状がありますので、そこに対する対策、対応がなければ、今後同じようなことが起こりうると思いますが、その点について答弁をお願いします。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。これま

で何回かこの議会の中でこのような手続上のミスという部分でお詫びを申し上げているという状況にあります。そういう中でやはり、組織として検討していく中においての検討がやはり万全ではなかったということが一つありますし、それぞれの担当課が制度構築をする上で法的ないわゆるチェックを行ってきたかどうかということもやはりそこが足りなかったですとか、もしくは職員の政策形成という、そういう部分での能力がやはり今までと比べて若干そこは落ちているという部分もあるというような、いろいろそういう部分では反省しなければならない、もしくはその対策を取っていかなければならないという部分があるかというふうに考えています。そういう意味では昨日の氏家議員からのご指摘もあつたとおり、やはり根本的な部分を含めてその対策を取っていかなければならないということが一つ大きな課題として残っているという部分があります。それと先ほど高尾企画課長のほうからもお話ありましたが、経営会議というのを今回設けたということの中で、経営調整会議も設けるということで、この経営会議というのは最終的な町の執行側の最終的な意思決定の会議だという位置づけを取っていますが、そこに至る前段ではその会議にかかる事案の調整をきちんとするという、そういう調整会議を設けました。これは6月1日から設けておまして、実はこういう事案に対してもやはり機能をしていかなければならない、そういう調整会議だということで位置づけて、そこは再発防止を目的につくったということではありません。経営会議において最終的な迅速で的確な政策決定を行う、それから経営を行っていくという意味での会議の持ち方がどうあるべきかというそういう議論の中で最終的にはこういう方法をとってございしますが、今見直しをかけているという部分ではそういうことも行っています。それから、きのうお話したとおり、人材育成基本方針ということをつくりながら、職員の気づき、そして考えて、そして次に行動していくという、そういう職員を目指した取り組みをしていかなければならないという部分であります。その中で1番問題として捉えているのは、これまでのそういうそのチェック体制がなかったですとか、もしくはこういうミスがあつたということが職員間できちんと共有されるという、組織として有益な情報、知識、経験、そういうものがきちんと受け継がれていくことが必要だという考え方を持っていて、いわゆるそれがナレッジマネジメントといわれる部分なのですが、これは今職員の中からもそういう声が出てきています。そういう中で今吉谷議員から言われたこと、対策という部分ではまだ不十分です。まだ不十分ですが、こういうことをきちんと踏まえながら次の対策をとっていきたいと、こういうふうに考えてございます。近いうちにそういう内容を整理しながら人材育成基本方針の中でもはっきりとうたいながら取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（山本浩平君） 3番、吉谷一孝議員。

○3番（吉谷一孝君） このことについて、若い職員の人材育成という観点から言いますと、こういうことに萎縮せずにどんどん積極的に仕事をしていただきたいと思っておりますし、そういう指導をしていただきたいと思います。ただその中でやはりこの対策、対応については早急に行っていく必要があると思っておりますし、その原因究明ですね、そこを早く行う。これは根本が究明できなければ解決は絶対できないと思っておりますので、その辺の対応、対策をお願いした

いのと、若い職員の人材育成、萎縮することなく積極的に仕事を行っていってもらおうという指導力も発揮していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 一連の中でこれまでも何度かこういうふうな行政として本当にあってはならないような、そういうことが起きているということについては、私の立場からも非常に町民に対し、また議会に対しまして本当に申しわけなく思っております。今、岡村総務課長のほうからのお話がありましたけれども、組織として機能していくためには、やはりその人材をどう育てていかなければならないのかということに尽きることだと十分考えております。ですから、常に同じ間違いといいますか、同じような問題を出さないようにはそれぞれそのとき、そのときのかかわりの中でしっかりと私どもも指示はしておりますけれども、やはり今吉谷議員からお話があった抜本的な、根本的なところの押さえ方をやはりしっかりとしていかなければならないと、そういうふうには重々捉えております。そういう関係で、このたびも今岡村総務課長からありましたように、しっかりとした組織体制と、それからそのチェック体制をかみ合わせたような経営会議なるものをつくり出しまして、そのところをもって各政策的な事業に対してはより正確な立て方を、進め方をしてまいりたいと思っております。それから、一人一人の職員が、今後この本当に変化の激しい時代状況の中で、一職員として町民に対するサービスをしっかりと提供するためにはどうあらねばならないかということでもっと今まで職員の人材育成については見たらいろいろな難しい言葉というか、簡単にいえば、そういう言葉の中でまとまっていたものを、もっと若い職員も含めてわかりやすい職員像をまず今しっかりと打ち出しながら、そのためにどういうふうにして日々、みずからが研修をしていかなければならないか、また、組織として研修をさせていかなければならないか、そういうところはしっかりと考えて進めてまいりたいと思っております。最後に本当に今回のこの部分についても大変申しわけなく思っておりますし、今後このようなことのないように組織一丸となって取り組んでまいりますので一つよろしくお願いします。

○議長（山本浩平君） ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時、休憩をいたします。

休 憩 午 後 0時07分

再 開 午 後 1時10分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて、引き続き会議を再開いたします。

◎議案第2号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（山本浩平君） 日程第3、議案第2号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 議2-1でございます。

議案第2号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度白老町の墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,526万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,828万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月17日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり

決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 平成28年度白老町介護保険事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第3号 平成28年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 議3-1でございます。

議案第3号 平成28年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

平成28年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,054万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,030万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月17日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成28年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 平成28年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計
補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第4号 平成28年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 議案第4号でございます。議4-1をお開きください。

平成28年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,238万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月17日提出。白老町長。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 平成28年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等

徴収条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第5号 白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 議5-1をお開きください。議案第5号です。

白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例の制定について。

白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年6月17日提出。白老町長。

議5-2、次のページをお開きください。附則です。この条例は、平成28年7月1日から施行する。

次に、議5-15をお開きください。議案説明です。建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることを目的として「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が制定されたことに伴い、同法に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画」の認定に係る所管行政庁となる本町において、当該認定その他の事務に要する費用を手数料として徴収するため、本条例を制定するものである。

なお、手数料については、北海道建設部手数料条例に準拠した額としている。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例

（趣旨）

第1条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第87号。以下「法」という。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「計画」という。）の認定、変更、その他の事務で、町長に申請等を行うものについて徴収する手数料（以下「手数料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の種類及び金額）

第2条 手数料の種類及び金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第29条第1項の規定に基づく計画認定申請手数料 別表第1に定める額
- (2) 法第31条第1項の規定に基づく計画の変更の認定申請手数料 別表第2に定める額
- (3) 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 別表第3に定める額

2 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合にあっては、前項に定める手数料の額に、白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例（平成12年条例第10号）第2条第1号に規定する金額を加算した手数料の額とする。

3 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出について、構造計算適合性判定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第5項に規定する構造計算適合性判定をいう。）に準ずる判定を必要とする場合にあっては、第1項及び前項に定める手数料の額に、白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例第2条第3号に規定する金額を加算した手数料の額とする。

（手数料の徴収の時期及び方法）

第3条 手数料は、申請する際にこれを徴収する。

（手数料の還付）

第4条 既納の手数料は、還付しない。ただし、町長は、特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（手数料の減免）

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項各号に定める手数料の額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 災害により、滅失し、又はき損したため1年以内に建築物を建築するとき。
- (2) その他町長が必要と認めるとき。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等
徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第6号 白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 議6-1をお開きください。議案第6号です。

白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年6月17日提出。白老町長。

議6-4をお開きください。附則です。この条例は、平成28年7月1日から施行する。

次のページ、議6-5をご覧ください。議案説明です。長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準が改正され、住宅を増築または改築して長期使用構造等とする場合の認定基準等が新たに定められたことから、この認定に係る事務に要する手数料及び必要な事項を規定すべく、本条例の一部を改正するものである。

なお、手数料については、従前同様に北海道建設部手数料条例に準拠した額としている。

よろしくご審議をお願いいたします。

白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第2条 略</p> <p>(1) <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下「評価機関審査」という。）を受けた場合の計画の認定申請手数料 1戸につき、次の表に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれに定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</u></p>	<p>第2条 略</p> <p>(1) <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下「評価機関審査」という。）を受けた場合の計画の認定申請手数料 1戸につき、次の表の左欄に掲げる区分並びに同表の中欄に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、同表の右欄に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</u></p>

住宅の戸数の区分	手数料の額
1戸のもの	18,000円
2戸以上5戸以内のもの	30,000円
6戸以上10戸以内のもの	47,000円
11戸以上30戸以内のもの	76,000円
31戸以上50戸以内のもの	119,000円
51戸以上100戸以内のもの	180,000円
101戸以上200戸以内のもの	303,000円
201戸以上300戸以内のもの	383,000円
301戸以上のもの	434,000円

(2) 登録住宅性能評価機関による認定に係る住宅性能評価を受けた場合の計画の認定申請手数料 1戸につき、次の表に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれに定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

住宅の戸数の区分	手数料の額
1戸のもの	21,000円
2戸以上5戸以内のもの	62,000円
6戸以上10戸以内のもの	98,000円
11戸以上30戸以内のもの	179,000円
31戸以上50戸以内のもの	296,000円
51戸以上100戸以内のもの	426,000円
101戸以上200戸以内のもの	752,000円
201戸以上300戸以内のもの	985,000円
301戸以上のもの	1,180,000円

(3) 評価機関審査を受けていない場合の計画の認定申請手数料 1戸につき、次の表に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれに定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50

る。)

区分	住宅の戸数の区分	手数料の額
住宅の新築に係るものである場合	1戸のもの	18,000円
	2戸以上5戸以内のもの	30,000円
	6戸以上のもの	47,000円
住宅の増築又は改築に係るものである場合	1戸のもの	25,000円
	2戸以上5戸以内のもの	43,000円
	6戸以上のもの	69,000円

(2) 登録住宅性能評価機関による認定に係る住宅性能評価を受けた場合の計画の認定申請手数料 1戸につき、次の表の左欄に掲げる区分並びに同表の中欄に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、同表の右欄に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

区分	住宅の戸数の区分	手数料の額
住宅の新築に係るものである場合	1戸のもの	21,000円
	2戸以上5戸以内のもの	62,000円
	6戸以上のもの	98,000円

(3) 評価機関審査を受けていない場合の計画の認定申請手数料 1戸につき、次の表の左欄に掲げる区分並びに同表の中欄に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、同表の右欄に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端

円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)

住宅の戸数の区分	手数料の額
1戸のもの	57,000円
2戸以上5戸以内のもの	130,000円
6戸以上10戸以内のもの	205,000円
11戸以上30戸以内のもの	403,000円
31戸以上50戸以内のもの	718,000円
51戸以上100戸以内のもの	1,230,000円
101戸以上200戸以内のもの	2,270,000円
201戸以上300戸以内のもの	3,240,000円
301戸以上のもの	3,970,000円

(4) 評価機関審査を受けた場合の計画の変更の認定申請手数料 1戸につき、次の表に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれに定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)

住宅の戸数の区分	手数料の額
1戸のもの	14,000円
2戸以上5戸以内のもの	24,000円
6戸以上10戸以内のもの	38,000円
11戸以上30戸以内のもの	58,000円
31戸以上50戸以内のもの	95,000円

数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)

区分	住宅の戸数の区分	手数料の額
住宅の新築に係るものである場合	1戸のもの	57,000円
	2戸以上5戸以内のもの	130,000円
	6戸以上のもの	205,000円
住宅の増築又は改築に係るものである場合	1戸のもの	84,000円
	2戸以上5戸以内のもの	193,000円
	6戸以上のもの	306,000円

(4) 評価機関審査を受けた場合の計画の変更の認定申請手数料 1戸につき、次の表の左欄に掲げる区分並びに同表の中欄に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、同表の右欄に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)

区分	住宅の戸数の区分	手数料の額
住宅の新築に係るものである場合	1戸のもの	14,000円
	2戸以上5戸以内のもの	24,000円
	6戸以上のもの	38,000円
住宅の増築又は改築に係るものである場合	1戸のもの	20,000円
	2戸以上5戸以内のもの	34,000円
	6戸以上のもの	55,000円

5 1 戸以上1 0 0 戸以内のもの	1 5 0, 0 0 0 円
1 0 1 戸以上2 0 0 戸以内のもの	2 5 0, 0 0 0 円
2 0 1 戸以上3 0 0 戸以内のもの	3 1 2, 0 0 0 円
3 0 1 戸以上のもの	3 4 5, 0 0 0 円

(5) 登録住宅性能評価機関による認定に係る住宅性能評価を受けた場合の計画の変更の認定申請手数料 1 戸につき、次の表に掲げる当該申請に係る1 棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれに定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に5 0 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上1 0 0 円未満の端数が生じたときはこれを1 0 0 円に切り上げるものとする。）

住宅の戸数の区分	手数料の額
1 戸のもの	1 6, 0 0 0 円
2 戸以上5 戸以内のもの	4 0, 0 0 0 円
6 戸以上1 0 戸以内のもの	6 3, 0 0 0 円
1 1 戸以上3 0 戸以内のもの	1 0 9, 0 0 0 円
3 1 戸以上5 0 戸以内のもの	1 8 4, 0 0 0 円
5 1 戸以上1 0 0 戸以内のもの	2 7 4, 0 0 0 円
1 0 1 戸以上2 0 0 戸以内のもの	4 7 5, 0 0 0 円
2 0 1 戸以上3 0 0 戸以内のもの	6 1 3, 0 0 0 円
3 0 1 戸以上のもの	7 1 7, 0 0 0 円

(6) 評価機関審査を受けていない場合の計画の変更の認定申請手数料 1 戸につき、次の表に掲げる当該申請に係る1 棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれに

(5) 登録住宅性能評価機関による認定に係る住宅性能評価を受けた場合の計画の変更の認定申請手数料 1 戸につき、次の表の左欄に掲げる区分並びに同表の中欄に掲げる当該申請に係る1 棟の住宅の戸数の区分に応じ、同表の右欄に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に5 0 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上1 0 0 円未満の端数が生じたときはこれを1 0 0 円に切り上げるものとする。）

区分	住宅の戸数の区分	手数料の額
住宅の新築に係るものである場合	1 戸のもの	1 6, 0 0 0 円
	2 戸以上5 戸以内のもの	4 0, 0 0 0 円
	6 戸以上のもの	6 3, 0 0 0 円

(6) 評価機関審査を受けていない場合の計画の変更の認定申請手数料 1 戸につき、次の表の左欄に掲げる区分並びに同表の中欄に掲げる当該申請に係る1 棟の

定める金額を当該申請及び当該申請と同時に
行われた同一の住宅に係る変更認定
申請の総数で除して得た額（この額に5
0円未満の端数が生じたときはこれを切
り捨て、50円以上100円未満の端数
が生じたときはこれを100円に切り上
げるものとする。）

住宅の戸数の区分	手数料の額
1戸のもの	34,000円
2戸以上5戸以内のもの	74,000円
6戸以上10戸以内のもの	117,000円
11戸以上30戸以内のもの	221,000円
31戸以上50戸以内のもの	394,000円
51戸以上100戸以内のもの	675,000円
101戸以上200戸以内のもの	1,230,000円
201戸以上300戸以内のもの	1,740,000円
301戸以上のもの	2,110,000円

(7) 略
(8) 略
(9) 略
2～3 略

住宅の戸数の区分に応じ、同表の右欄に
定める金額を当該申請及び当該申請と同
時に行われた同一の住宅に係る変更認定
申請の総数で除して得た額（この額に5
0円未満の端数が生じたときはこれを切
り捨て、50円以上100円未満の端数
が生じたときはこれを100円に切り上
げるものとする。）

区分	住宅の戸数の区分	手数料の額
住宅の新築に係るものである場合	1戸のもの	34,000円
	2戸以上5戸以内のもの	74,000円
	6戸以上のもの	117,000円
住宅の増築又は改築に係るものである場合	1戸のもの	49,000円
	2戸以上5戸以内のもの	109,000円
	6戸以上のもの	174,000円

(7) 略
(8) 略
(9) 略
2～3 略

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第7号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 議7-1をお開きください。議案第7号でございます。

白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年6月17日提出。白老町長。

次に、議7-6をお開きください。附則でございます。

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の白老町税条例等の規定は、平成28年4月1日から適用する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものとございます。

（1）から（3）までの施行期日につきましては、記載のとおりでございますので朗読を省略させていただきます。

次に、議7-7の中程の第2条（町民税に関する経過措置）及び議7-7の下段の第3条（固定資産税に関する経過措置）につきましては、6月17日の議案説明会で説明させていただいておりますので、経過措置の規定に関しましては朗読を省略させていただきます。

続きまして、議7-9をお開きください。議案説明でございます。地方税法等の一部改正に伴い、延滞金の計算期間を改め、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例措置を設け、及び固定資産税の課税標準に関する特例措置に係る軽減割合を定める等の所要の改正を行うため、本条例等の一部を改正するものとございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 白老町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第8号 白老町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 議8-1をお開きください。議案第8号でございます。

白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年6月17日提出。白老町長。

次に、議8-2をお開きください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

次に、議8-3をお開きください。議案説明でございます。平成28年3月に公布し、同年4月1日から施行した白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例附則中の経過措置規定のほか、引用条項の整備を要するため、本条例等の一部を改正するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町固定資産評価審査委員会条例新旧対照表（第1条による改正）

改正前	改正後
（議事についての調書） 第12条 書記は、 <u>前3条</u> に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。	（議事についての調書） 第12条 書記は、 <u>第7条から第9条</u> までに規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。
2 略	2 略

白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する
 条例新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正後
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 略 （適用区分）</p> <p>2 改正後の固定資産評価審査委員会条例の規定は、<u>平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）</u>については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 略 （適用区分）</p> <p>2 改正後の固定資産評価審査委員会条例の規定は、<u>平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の 規定による公示（以下この項において「公示」という。）又は同法第 417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「通知」という。）</u>がされる場合について適用し、<u>同日前に公示又は通知がされた場合</u>については、なお従前の例による。</p>

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。
 これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方どうぞ。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。
 これをもって質疑を終結いたします。
 これより討論に入ります。討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。
 これをもって討論を終結いたします。
 採決いたします。
 議案第8号 白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
 [挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。
 よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第10、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議9-1をお開きください。

議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年6月17日提出。白老町長。

附則です。この条例は、公布の日から施行する。

次のページです。議案説明です。職員の勤勉手当について、原則、人事院勧告に基づき国家
公務員に準拠した支給割合としており、本年6月分から支給することとした再任用職員につい
ても国の再任用職員と同率の支給とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表については記載のとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

職員給与に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
(勤勉手当) 第20条 略 2 略 (1) 略 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100}{100}$ 分の45を乗じて得た額の総 額	(勤勉手当) 第20条 略 2 略 (1) 略 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100}{100}$ 分の37.5を乗じて得た額 の総額

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 9 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第 11、議案第 10 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議案第 10 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

平成 28 年 6 月 17 日提出。白老町長。

附則です。この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次のページでございます。議案説明です。構成団体について、北空知学校給食組合が平成 27 年 11 月 30 日をもって解散したことに伴い、北海道市町村総合事務組合規約別表第 1 及び別表第 2 の変更について、地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 10 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第 12、議案第 11 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議 11-1 をお聞きください。

議案第 11 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

平成 28 年 6 月 17 日提出。白老町長。

附則でございます。議 11-4 をお聞きください。附則。この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案説明です。その次のページになります。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午 後 1 時 3 0 分

再 開 午 後 1 時 3 8 分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 大変申し訳ありません。先ほど来、いろいろ注意を受けていた部分でございまして、二重、三重のチェックが今度は四重、五重ということで大変申し訳ありませんでした。よろしく願いいたします。

平成 27 年 11 月 30 日解散の北空知学校給食組合が当組合を脱退したこと並びに本文の一部表現の変更及び別表を改めることについて、地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 11 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第 13、議案第 12 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議 12-1 をお聞きください。

議案第 12 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

平成 28 年 6 月 17 日提出。白老町長。

附則でございます。この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次のページでございます。議案説明でございます。平成 27 年 11 月 30 日解散の北空知学校給食組合が当組合を脱退したことに伴い、別表第 1 の変更について、地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 12 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

◎報告第 1 号 平成 27 年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（山本浩平君） 日程第 14、報告第 1 号 平成 27 年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 報 1-1 でございます。

報告第 1 号 平成 27 年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

平成 27 年度白老町一般会計補正予算（第 14 号及び第 15 号）第 2 表の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 6 月 17 日提出。白老町長。

よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま、提出者から説明がございましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 報告第 1 号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第 2 号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について

○議長（山本浩平君） 日程第 15、報告第 2 号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 報 2-1 をお開きください。

報告第 2 号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 6 月 17 日提出。白老町長。

(1) 株式会社白老振興公社平成 27 年度事業報告及び平成 28 年度事業計画。

(2) 一般財団法人白老町体育協会平成 27 年度事業報告及び平成 28 年度事業計画。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま、提出者から説明がありましたが、この件に関しまして何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第 2 号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第 3 号 白老町国民保護計画の変更に係る報告について

○議長（山本浩平君） 日程第 16、報告第 3 号 白老町国民保護計画の変更に係る報告についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

小関総務課危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小関雄司君） 報 3-1 でございます。

報告第 3 号 白老町国民保護計画の変更に係る報告について。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 35 条第 8 項の規定により、白老町の国民保護計画を別紙のとおり変更したので報告する。

平成 28 年 6 月 17 日提出。白老町長。

続きまして、議案説明でございます。議案の最後から 2 枚目についております、報 3-2 でございます。議案説明。国の基本指針及び北海道国民保護計画が変更されたことから、国及び北海道との整合性を図るため、白老町国民保護計画の一部について変更したので報告するものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま、提出者から説明がありましたけれども、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第 3 号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第 4 号 例月出納検査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第 17、報告第 4 号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果を、同条第 3 項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して、何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第 4 号は、これをもって報告済みといたします。

◎特別委員会の名称変更について

○議長（山本浩平君） 日程第 18、特別委員会の名称変更についてを議題に供します。

「民族共生の象徴となる空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会」の名称変更についてであります。

「民族共生の象徴となる空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会」につきましては、平成 27 年 11 月 9 日に議決により設置をしたところではありますが、平成 28 年 5 月 13 日に、国のアイヌ政策推進会議において、象徴空間及び博物館などの主要施設についての正式名称が示されたことから、5 月 31 日の特別委員会において、整合を図るため名称を「民族共生象徴空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会」に変更することを確認しております。

したがいまして、特別委員会の名称を「民族共生象徴空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会」に変更いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、名称を「民族共生象徴空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会」に変更することに決定いたしました。

◎承認第 1 号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第 19、承認第 1 号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり北海道町村議会議員研修会等が予定されております。

承認第 1 号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第 1 号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第 3 号 骨髄移植ドナーに対する支援の充実に
に関する意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第 20、意見書案第 3 号 骨髄移植ドナーに対する支援の充実に
に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

5 番、吉田和子議員。

〔5 番 吉田和子君登壇〕

○5 番（吉田和子君） 意見書案第 3 号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書（案）

骨髄移植及び抹消血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法である。広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を呼びかける骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されている。

骨髄バンク事業において、平成28年2月現在のドナー登録者数は45万人を超え、患者とのHLA適合率は9割を超えている一方で、そのうち移植に至るのは6割未満に留まっている。これはドナーの健康上の問題のほか、提供に伴う通院や入院等のための休暇を認めるか否かは、ドナーを雇用している事業主ごとに対応が異なることなどさまざまな要因による。

骨髄バンク事業では、骨髄等の提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等ドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髄等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも日本骨髄バンクによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関してさまざまな取り組みが行われている。

しかし、ドナーが検査や入院等で病院に出向くなどして仕事を休業した場合の補償は、現在行われていない。ドナーが安心して骨髄等を多くの患者に提供できるような仕組みづくりが早急に求められる。

よって、政府に対し、骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、次の事項を早期に実現するよう強く要請する。

記

1. 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取り組みを促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇の制度化についても検討すること。

2. ドナーが骨髄等の提供に伴う入院、通院、打ち合わせ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま、提出者から説明がありましたが、本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

意見書案第3号 骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

議会の意思として、それぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第4号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第21、意見書案第4号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 意見書案第4号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得者世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自律的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがあります。

以上の理由から次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、自己負担化や保険給付率の削減を行わないなど、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま、提出者から説明がありましたが、本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第 4 号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思として、それぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第 5 号 貸切バス事業への「規制緩和」見直しと運転手の労働条件改善を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第 22、意見書案第 5 号 貸切バス事業への「規制緩和」見直しと運転手の労働条件改善を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8 番、大淵紀夫議員。

〔8 番 大淵紀夫君登壇〕

○8 番（大淵紀夫君） 意見書案第 5 号。

提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

貸し切りバス事業への「規制緩和」見直しと運転手の労働条件改善を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第 8 条の規定により提出します。

貸し切りバス事業への「規制緩和」見直しと運転手の労働条件改善を求める意見書（案）

乗客乗員 15 人が死亡し 26 人が重軽傷となった長野県軽井沢町のスキーツアーバス事故は、ひとたび事故を起こせばどれほど悲惨な事態に直結するかを改めて見せつけました。

国土交通省の特別監査や警察の捜査などを通じて明らかになってきたのは、人命を預かる交通機関として安全を担っていることへの責任や自覚を欠いたバス運行会社とツアーを企画した旅行会社のあまりにもずさんな姿勢です。事故を起こしたバス会社は運転手が健康診断をしていなかったことなどで事故直前に行政処分を受け、今回も運転手の研修を怠り、健康チェックのための点呼もしていませんでした。時間外労働についての労使協定も結ばない違法な事実も判明しました。バス会社と旅行会社は、国が安全を確保する基準として定めた運賃下限を大きく下回る金額で契約をしていました。

深刻なのは、貸し切りバス業界の中で安全置き去りの事業者が後を絶たず、構造的な問題になっていることです。その大きな要因は、2000 年に行われた道路運送法改定で、バス事業への参入要件が免許制から許可制に緩められたことにあります。事業者数は約 2,300 から約 4,500 へ急増し、それが受注競争を激化させ、異常な値引き競争を引き起こしているのです。コスト削減のため運転手に低賃金と長時間労働が押しつけられ、健康被害も進み、過労が原因の事故も発生しています。

国土交通省などは事故のたび、長距離運行では運転手を 2 人の体制にするなど「再発防止」策をとってきましたが、参入規制など問題の大本に手をつけてきていません。運送事業者 12 万以上に対し国土交通省の監査職員は約 370 人です。業者の事後チェックに限界があるのは明らかです。

よって白老町議会は、多くの若者たちの未来を奪った悲惨な事故を繰り返さない。国内外の旅行者の安全を確保するために、「規制緩和」を見直し問題のある業者を参入させない、運転手の労働条件改善など、抜本的な対策を強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま、提出者から説明がありました。本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第 5 号 貸し切りバス事業への「規制緩和」見直しと運転手の労働条件改善を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

議会の意思として、それぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第6号 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第23、意見書案第6号 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第6号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充を求める意見書（案）

政府の「子どもの貧困対策大綱」や「北海道いじめ防止条例」には、スクールソーシャルワーカーの配置充実が盛り込まれ、2016年度予算では、いじめ・不登校対策などの推進として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充が図られた。

しかし、スクールソーシャルワーカーの小中学校の配置は週1回、3時間のみにとどまっております。特にスクールカウンセラーは、中学校と道立学校は国と道の費用で実施しているものの、小学校、市立高校は除外されている。

現在北海道では、国の「スクールカウンセラーの活用事業」を活用し、道内の公立学校に配置され、中学校に配置するスクールカウンセラーを、中学校区内の小学校に必要なに応じて派遣できるとされ、高等学校への配置についても、事業の実施にかかる配置校の総数の10%以内が目安とされている。

また、スクールカウンセラーの未配置校へは、児童生徒のケア等のため、緊急配置を必要とする場合に、市町村立を含めて学校種にかかわらず派遣される仕組みとなっている。

心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の配置で、教育相談体制の充実を図る必要がありながら、極めて限定的な実施となっている。

国や道は、教師が自分一人で問題を抱え込んでしまうのではなく、集団による対処、学校全体による組織的な対応が重要と認めている。

国に対し、国費による全面実施、国の補助率の引き上げ、処遇改善、人材育成の強化を求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま、提出者から説明がありました。本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第 6 号 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議会の意思として、それぞれの機関に送付することといたします。

◎常任委員会所管事務調査の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第 24、委員会の所管事務調査について、調査の結果の報告を求めます。

広報広聴常任委員会、氏家裕治委員長。

〔広報広聴常任委員長 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1、調査事項（1）常任委員会、議会懇談会について。（2）分科会①総務文教分科会、白老アイヌ協会との懇談。②産業厚生分科会、白老建設協会との懇談。（3）小委員会、議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者は記載のとおりでございます。

7、調査報告。

本委員会は所管事務調査として、議会懇談会及び議会広報の編集・発行等が終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

（1）議会懇談会。

本年度の議会懇談会は、5月17日・18日・19日の3日間、町内全域20会場で実施した。議会懇談会の定期開催は平成20年度から始まり、平成23年・27年度の改選期を除き、本年度で7回目となった。

この間、議会改革の一環として「広く町民の声を拝聴する」という目的に添い、期日・会場・周知啓蒙への工夫のほか、運営の方法、意見・要望の事後処理等に可能な限り配慮を尽くして実施してきたが、参加者数は平成22年度の84名を最高に、24年度は53名となり、会場によっては議員の人数より参加者が少ない場合もあった。

このような状況から「一人でも多くの地域の声を」との思いで、平成25・26年度からは、ポスターの掲示や配布物で町民参加を募る従来の手法を見直し、町内会連合会の協力のもと、議員がみずから地域に足を運び、町内会長さんにも地域住民への声かけなどの応援をいただいた結果、25年度は過去最高となる89名の方々が参加してくださり、26年度の81名の町民の方々に参加していただくことができた。

しかし、新たな取り組みとして、対象の地域（町内会）を限定し、より地域に身近な意見を聞くという発想のもと、105町内会全てを2カ年かけて実施した懇談会であったため、参加いただいた方々の人数だけを見れば当初の目的は達成できたものと考えているが、対象を限定し、全町を2カ年かけて実施したことにより、タイムリーな問題で懇談会を実施できなかった地域があり、「広く町民の声を拝聴する」という本来の目的から見れば、大きな反省点として今後の懇談会の持ち方を考える必要があった。

そうした反省点に基づき実施した今年度の懇談会には、162人の参加者を迎えることができ、より充実した懇談会になったものと考えているが、本年度も若い方々の参加が少なかったことから、若い世代の声をいかに拝聴するかが今後の大きな課題である。

また、懇談内容において特に意見の多かった項目については、所管事務調査を行うほか、各議員が一般質問等を通し、町民生活の環境改善に努力するとともに、行政に対しての意見要望については、ただ行政側に届けるだけではなく議会として議論（政策研究）する場が必要ではないだろうか。

なお、今回いただいた意見・要望に対する回答は、議会だよりやホームページを通じ情報提供を行うほか、参加いただいた全ての町内会に報告書を届けるものとし、今後さらなる双方向での意見交換を図り、より有意義な懇談会となるよう努めるものである。

いずれにしても、今後も引き続き創意工夫に努め、自治基本条例の趣旨に基づいた、より効果的で充実した懇談会となるよう進めていくものである。

（2）分科会。

①総務文教分科会。

総務文教分科会は、白老アイヌ協会との懇談を実施した。なお、その内容については、別紙「活動報告書」のとおりである。

②産業厚生分科会。

産業厚生分科会は、白老建設協会との懇談を実施した。なお、その内容については、別紙

「活動報告書」のとおりである。

(3) 小委員会。

小委員会は、議会広報第 155 号の編集・発行、広報広聴に関する調査・研究及び議会懇談会に関する調査を行った。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま、広報広聴常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、これをもって報告済みといたします。

◎常任委員会所管事務調査の中間報告

○議長（山本浩平君） 日程第 25、委員会所管事務調査の中間報告についてであります。

総務文教常任委員会から、所管事務調査の中間報告の申し出がございました。

委員会の中間報告については、議会会議規則第 41 条第 2 項の規定により議会の承認を得て、することができるものであります。

お諮りいたします。

議会会議規則第 41 条第 2 項の規定により、これを報告することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、小西秀延委員長、中間報告をお願いいたします。

〔総務文教常任委員長 小西秀延君登壇〕

○2番（小西秀延君） 所管事務調査の中間報告について。

本委員会において調査している所管事務について、白老町議会会議規則第 41 条第 2 項の規定により、次のとおり中間報告します。

記

1、調査事項、公共施設等総合計画について。2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名は記載のとおりです。

7、調査内容及び中間意見。

本委員会は、公共施設等総合管理計画について担当課より説明を受け、所管事務を継続的に行ってきた調査内容を次のとおり中間報告するものである。

(1) 公共施設を取り巻く環境について。

①公共施設を取り巻く課題。

・施設の老朽化。高度経済成長期に集中的に整備された公共施設の破損や雨漏りによる天井腐食・壁パネルの剥落など老朽化しており、一斉に更新時期を迎えている。

・利用ニーズの変化。少子高齢化や人口減少、自動車依存などにより、施設余剰・バリアフ

リー課題・駐車場不足などニーズとの乖離が生じている。

・厳しい自治体財政。生産年齢人口の減少や景気の低迷など、自治体財政の見通しが厳しい中、公共施設の維持更新費用が大きな重荷となっている。

②白老町の公共施設の現状。

・人口1人当たりの公共施設の延べ床面積は、全国が3.74平方メートルで、北海道では6.54平方メートルであるが、当町は7.95平方メートルとなっている。なお、道内の人口3万人以下の自治体と比較すると平均を下回っている。

・年代別建設時期や延べ床面積は1970年代が非常に多く、40年から50年経過していることから、老朽化が問題となっている。

(2) 公共施設等総合管理計画について。

①計画策定の取り組み。

国は公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要として、「公共施設等総合管理計画策定指針」を地方自治体に示した。(総務省：平成26年4月)

②計画に記載すべき事項。

- ・公共施設等の現況及び将来の見通し。
- ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針。

ア 計画期間(10年以上とすること)。

イ 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策。

ウ 現状や課題に関する基本認識。

エ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方。

※点検・診断・維持管理・修繕・更新・安全確保・耐震化・長寿命化等の実施方針及び統合や廃止の推進方法並びに総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針。

- ・施設類型ごとの管理に関する基本的な方針。

③計画の記載内容(イメージ)

- ・施設の長寿命化を図り、維持改修コストの縮減と平準化を図る。
- ・住民参加、民間活用を推し進める。
- ・コンパクトなまちづくりと適正な施設配置。
- ・安全安心な施設の提供。(防災施設・耐震化・バリアフリー)
- ・公共施設の量とコストを削減する。

例えば数値目標：総床面積を〇〇年で〇%削減するなど。

④計画の策定状況。

- ・全ての都道府県・市区町村において公共施設等総合管理計画を策定予定。
- ・平成28年度までに99.2%の自治体において公共施設等総合管理計画の策定が完了する予定。

・27年10月現在の調査で道内では27年度に49自治体、28年度に122自治体が策定予定。

⑤今後の策定スケジュール。

・施設所管課によるアンケートを実施。

・庁内検討会議を経て28年10月に計画（案）を完成させ、その後パブリックコメントや議会の意見を集約し、28年3月までに計画を策定する。

（3）計画策定後、実現に向けて。

①公共施設等総合管理計画を公共施設全般の基本的な考え方・施設用途別の基本的な考え方で分別し、各個別計画に振り分け、公共施設複合化建替基本構想や集会施設統廃合計画、遊休施設活用・除却計画などを策定する。

②情報共有と検討体制を構築するため、公共施設の情報共有・庁内検討体制を構築し、各公共施設を管理する担当課の横断的検討組織を編成し、財政課が情報の共有・一元化・定期的更新（資産台帳・公会計システム）を推進する。

③計画の見直しにはPDCAサイクルを活用し、町民参加のもと見直しを行うものとする。

（4）委員会意見。

高度経済成長期に集中的に整備された公共施設が大変多く、少子高齢化や人口減少により、施設余剰・バリアフリーなど利用ニーズとの乖離が生じている。

計画には、特に点検・診断・維持管理・修繕・更新・安全確保・耐震化・長寿命化等も実施方針及び統合や廃止の推進方針、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針などを記載すべき事項としており、これまでの施設の利用率、必要性を踏まえ、施設を利用する地域の住民の意見を反映した計画策定が必要と考える。

一方、厳しい財政状況の中、公共施設の維持更新費用が大きな財政負担になることから、財政健全化プランとの整合性を図っていくことも重要である。

このことから、少子高齢化や人口減少、さらには地域で必要な公共施設のあり方など将来を見据えた計画策定が重要と捉え、計画に記載すべき事項などの具体的な内容や住民の意見をどのように反映した計画にするのか、当委員会としても町と協議を重ね実効性のある計画となるよう、今回中間報告し、継続して所管事務調査を行うものである。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま、総務文教常任委員会から中間報告がございましたが、この中間報告に対して何か質問がございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、これをもって中間報告済みといたします。

◎諸般の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第26、議長から諸般の報告をいたします。休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、広報広聴常任委員委員長

から、委員会規則第 17 条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、休会における所管事務等の調査の申し出がありました。各常任委員会におかれましては、調査等よろしくお願いいたします。

次に、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会において調査中である所管事務等について調査期間の延期について報告いたします。総務文教常任委員会より、現在調査中である所管事務調査「公共施設等総合管理計画について」、また、産業厚生常任委員会より、現在調査中である所管事務調査「地域包括ケアシステム（新しい総合事業の取り組み）について」であります。結論を得るに至らず、なお調査を行う必要があります。お手元に配付いたしました通知書のとおり、調査期間の延期について申し出がありました。総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会におかれましては、引き続き、調査等よろしくお願いいたします。

◎要望書の配布について

次に、皆様には、要望書等 3 件を前もって配付をしております。議会運営委員会で参考配布を決定した要望書等につきましては、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれの関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものでありまして、議員各位にはその趣旨を十分理解賜り、それぞれの立場で、しかるべき措置をいただくことをお願いいたします。

◎休会の議決

○議長（山本浩平君） 日程第 27、休会について、お諮りいたします。通年議会のため、6 月 30 日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して、明日 24 日から 9 月 30 日までの 99 日間を休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

明日 24 日から 9 月 30 日までの 99 日間を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 2 時 25 分）

会議規則第109条の規定によりここに署名する

議 長 山 本 浩 平

署名議員 広 地 紀 彰

署名議員 吉 田 和 子

署名議員 氏 家 裕 治